

東松山市みどりの基本計画

いのち
～生命を育む豊かなみどりを 未来へつなぐ まちづくり～



平成26年3月 策定

令和 3年3月 改訂

東松山市

はじめに

わたしたちのまち東松山市は、比企丘陵のみどりと清流の織り成す豊かな自然に抱かれながら、いのちを育み、歴史と文化を培ってまいりました。

しかしながら、近年では、地球規模の温暖化による異常気象が頻発し、また、都市化の進展などに伴うみどりの減少により、大切に受け継がれてきたふるさとの風景や、自然と共生した豊かな暮らしが失われつつあります。子どもたちの未来のためにも、みどりを守り、そして、みどりに満ち溢れた東松山を創っていくことが、わたしたちが果たすべき使命ではないでしょうか。



このような認識のもと、平成26年3月に、令和10年を目標年次とする「東松山市みどりの基本計画」を策定し、今日まで「市民一人一人が、ふるさとである東松山のみどりに愛着と親しみをもって生活できるまちづくり」を目指し、リーディングプロジェクトをはじめとする施策を推進してきました。

このたび、計画策定から7年が経過し、社会情勢の変化や上位関連計画の改定等に対応する必要性をふまえ、これからの取り組みを検討するため、計画の改訂を行いました。改訂後の計画でも、引き続き「^{いのち}生命を育む豊かなみどりを 未来へつなぐ まちづくり」を基本理念とし、わたしたちの生活に様々な恩恵を与えてくれる大切なみどりを守り、活用するための施策を展開し、市民の皆様や事業者の方々と協働しながら、みどりの保全、創出、活用を軸とした総合的かつ計画的な取り組みを継続してまいります。

結びに、計画の改訂にあたりご尽力いただきました、みどりの基本計画改定意見交換会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見を頂きました市民の皆様に心から感謝を申し上げますとともに、今後とも、本計画の実現に向けて引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年3月

東松山市長

森田 光一

目 次

第1章 みどりの基本計画の概要

- 1-1 みどりの基本計画とは…………… 2
- 1-2 みどりの役割…………… 4
- 1-3 東松山市における「みどりの基本計画」…………… 6

第2章 みどりの現状と課題

- 2-1 東松山市を取りまく環境…………… 8
- 2-2 みどりの現況調査…………… 16
- 2-3 みどりに関するアンケート…………… 25
- 2-4 調査結果の整理…………… 30
- 2-5 課題の整理…………… 32

第3章 みどりのまちづくりの方向性と目標

- 3-1 基本理念…………… 35
- 3-2 基本方針…………… 36
- 3-3 みどりの将来像…………… 37
- 3-4 計画の枠組み…………… 41
- 3-5 計画の目標…………… 42

第4章 みどりに関する施策

- 4-1 施策の体系…………… 45
- 4-2 基本施策…………… 45
- 4-3 施策の実施地点…………… 57

第5章 リーディングプロジェクト

5-1 リーディングプロジェクト	61
------------------	----

第6章 みどりのまちづくり実現プログラム

6-1 協働による計画の推進	68
6-2 計画の進行管理	69

参考資料

1 計画見直しの経過	71
2 東松山市みどりの基本計画改定意見交換会委員	72
3 東松山市みどりの基本計画改定意見交換会開催要綱	73
4 用語の解説	74



本書の構成について

本書は、六つの章と参考資料で構成されています。

「第1章 みどりの基本計画の概要」では、みどりの基本計画の解説とみどりの定義、みどりの役割、及び本市における「みどりの基本計画」の位置付けについて掲載します。

「第2章 みどりの現状と課題」では、本市における社会的条件や自然的条件の概要、みどりの現況調査結果（緑地、緑化などに関する現況）、みどりに関する市民アンケートの結果について掲載します。そのうえで、調査結果の整理・評価並びに課題の整理について掲載します。

「第3章 みどりのまちづくりの方向性と目標」では、本計画の基本理念と基本方針を解説したうえで、みどりの将来像（みどりの拠点、軸、エリアの設定と将来像）、計画の枠組み（計画の目標年次、計画対象区域、将来目標人口）、及び計画の目標（指標と目標値）について掲載します。

「第4章 みどりに関する施策」では、みどりの将来像を実現するためのみどりに関する施策について、施策の体系を示しながら、個々の施策について柱（対象となるみどりなどによって施策を分類したもの）別に提示し、そのうえで施策の実施地点について掲載します。

「第5章 リーディングプロジェクト」では、本計画を推進していく中で、市として重点的に取り組む施策であるリーディングプロジェクトについて掲載します。

「第6章 みどりのまちづくり実現プログラム」では、本計画を協働で推進する際の市民、事業者、行政のそれぞれの役割、推進体制と進行管理の方法について掲載します。

「参考資料」では、みどりの基本計画見直しの経過、計画の見直しに携わった改定意見交換会委員の名簿、本計画の改定意見交換会開催要綱、及び用語の解説について掲載します。



第 1 章

みどりの基本計画 の概要

第1章 みどりの基本計画の概要



1-1 みどりの基本計画とは

(1) みどりの基本計画とは

みどりの基本計画とは、都市緑地法^{*}に基づき、市町村が緑地の保全や緑化の推進に関して地域の特性を踏まえ、将来像、目標、施策などを総合的に定める計画です。

本計画では、市内のみどりの現況を把握し、都市公園^{*}や緑地の整備・保全、緑化の推進をはじめとして、公共施設や民有地の緑化の推進などを行うための、みどりに関する総合的な指針を提示します。

(2) 計画見直しの背景と趣旨

本市では、平成26年に「東松山市みどりの基本計画」を策定し、「生命を育む豊かなみどりを 未来へつなぐ まちづくり」を基本理念とし、「ふるさとの豊かなみどりを守る」「まちなかに潤いあるみどりを創る」「生命を育むみどりと親しむ」の3つの基本方針に基づき、みどりのまちづくりを推進してきました。

この間、地球温暖化問題、大規模災害の発生、少子高齢化の進行、土地区画整理事業の進捗に伴う高坂地区の人口増加、民間活力を最大限活かして緑・オープンスペースの整備・保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現することを目的とした平成29年の都市緑地法等の緑地に関する法改正が行われるなど、みどりを取り巻く環境や社会情勢が大きく変化しました。

また、本市においては、「第五次東松山市総合計画^{*}」及び「東松山市都市計画マスタープラン」の策定などにより、まちづくりの方針も改められています。

このような背景から、本市を取り巻く諸課題を整理したうえで、より現状に即した計画とするため、「東松山市みどりの基本計画」の見直しを行いました。

(3) 本計画で対象とするみどり

本計画で対象とする「みどり」とは、樹木や草花など植物そのものだけでなく、樹林地^{*}や農地、公園、水辺、河川など、自然要素全体を指します。大きく、「緑地」と「緑地以外のみどり」の二つに分かれます。

そのうち、「緑地以外のみどり」は、住宅の庭や生垣など、個人が所有し管理するものや、街路樹などの道路の植栽などがあります(図1-1)。

一方、「緑地」は、都市緑地法第3条より「樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地が、単独で若しくは一体となって、又はこれらに隣接している

^{*}都市緑地法(P78) ^{*}都市公園(P78) ^{*}第五次東松山市総合計画(P77) ^{*}樹林地(P76)

土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているもの」となっています。「緑地」は、都市公園など境界を決めて整備されている「施設緑地」とみどりに関連する法律などで区域が指定されている「地域制緑地など」、「その他の緑地（施設緑地、地域制緑地などのどちらにも属さないもの）」の3種類に大別できます（図1-2）。本計画では「農地」も含めるものとします。

なお、「みどり」の表記にあたっては、本計画で対象とするみどりに水辺や河川などを含み、対象を広く捉えていることから、本計画においては平仮名の「みどり」を使用することにしました。よって計画名称も「東松山市みどりの基本計画」とすることにしました。

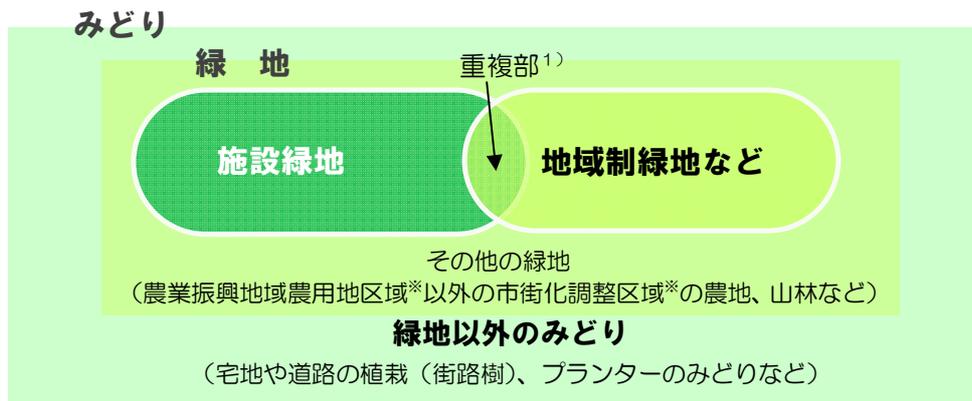


図1-1 本計画で対象とするみどり

1)施設緑地であり、かつ地域制緑地や条例で定められている緑地で、自然公園*の区域に含まれる都市公園などがあります。

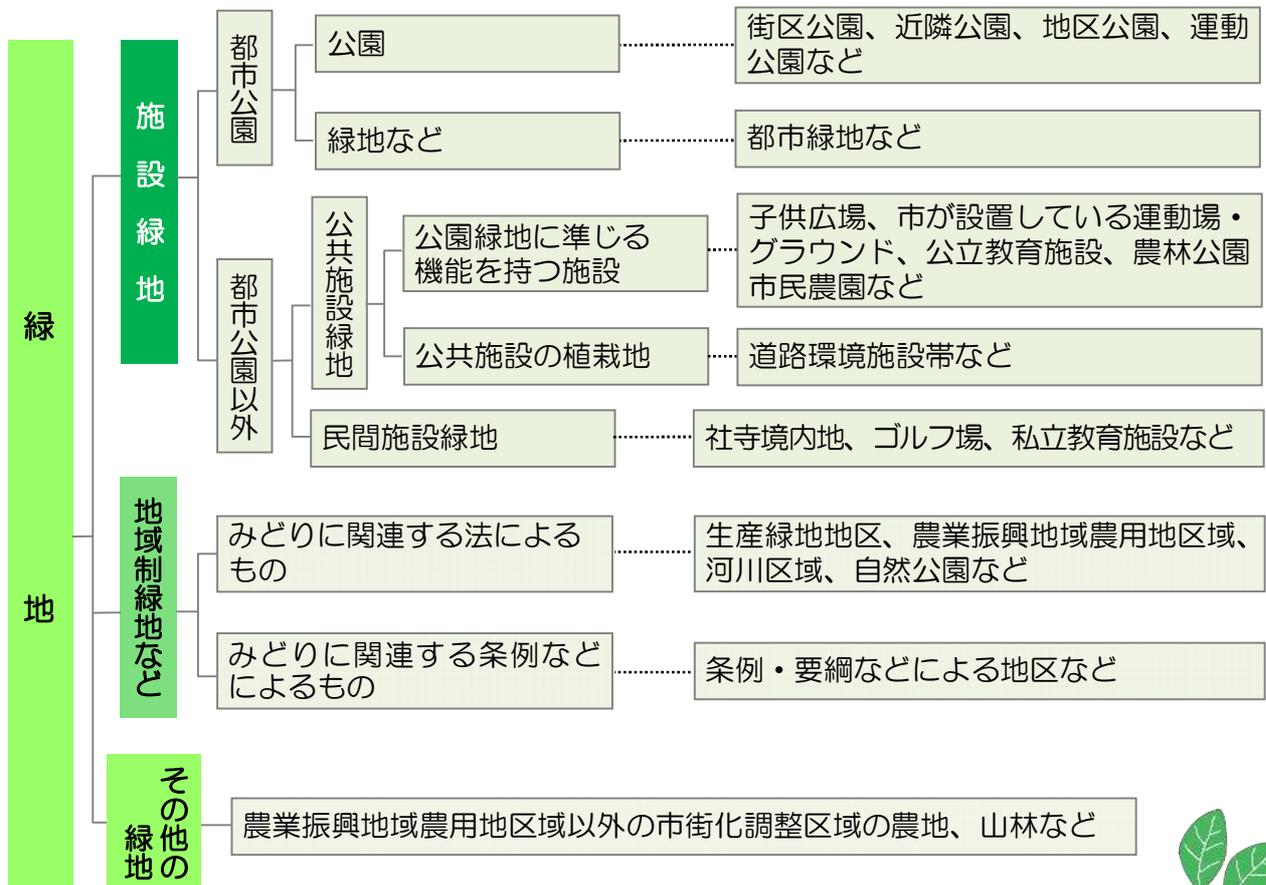


図1-2 緑地の体系



*農業振興地域農用地区域（P79）*市街化調整区域（P75）*自然公園（P75）



1-2 みどりの役割

都市のみどりは、優れた歴史的風土の維持や都市環境の維持改善などに資する「環境保全機能」、自然とのふれあいの場の創出などに資する「レクリエーション*機能」、自然災害の防止・緩衝などに資する「防災機能」、優れた眺望点の保全・創出や都市的景観の創出などに資する「景観形成機能」、優れた自然の維持や動植物の生態系*の確保などに資する「生物多様性の確保機能」といったグリーンインフラ*として多様な機能（役割）を持っています。

本計画では、以下の五つの機能を設定しました。

1. 環境保全機能

- 優れた歴史的風土を維持する
- 快適な生活環境を創り出し、都市環境を維持改善する
- 優れた農林業地を維持する



優れた歴史的風土の維持

2. レクリエーション機能

- 日常の生活範囲でのレクリエーションの場を創り出す
- 自然とのふれあいの場を創り出す
- 歴史的な文化とのふれあいの場を創り出す
- 地域の交流や、健康増進を図る場を創り出す



岩鼻運動公園

3. 防災機能

- 自然による災害を防ぎ、和らげる
- 人為による災害を防ぎ、和らげる
- 避難の際に役立つみどりを組織的に確保する



まちなかのオープンスペース

4. 景観形成機能

- 優れた眺望が見られる場所を維持し、創り出す
- シンボルとなる場所を維持し、創り出す
- 都市的な景観を創り出す



都幾川の眺望

5. 生物多様性の確保機能

- 優れた自然を維持し、様々な生物が棲めるようにする



ホテルの自生地の維持

*レクリエーション（P80） *生態系（P77） *グリーンインフラ（P75）

解説ページ 「生物多様性の確保」について

生物多様性とは

生物多様性は、平成4年に世界192か国で採択された生物多様性条約において、「全ての生物の間に違いがあること」と定義されています。

都市緑地法運用指針には「生物多様性の確保の視点」が設けられるとともに、生物多様性の確保に関する技術的な配慮事項が新たに作られ、以後、市町村がみどりの基本計画を策定する際には、生物多様性の確保への配慮が求められています。

なぜ必要なの？

人は、生き物同士のつながりや、そこから得られる様々な恵みを消費・活用しながら日々の暮らしを営んでいます。とりわけ都市及び都市住民は、食料など自然からの恵みを消費する側であり、それらの恩恵をより多く受けていると考えられます。

近年、都市の開発や森林の伐採、オゾン層の破壊などの人による行為により、地球の温暖化とともに、稀少種*の減少、及び外来種の増加が進行し、大きな問題となっています。

今後、豊かな自然を将来に継承し、私たちの暮らしを守るうえでも、生物多様性の確保は、まちづくりにおける最も重要な課題の一つです。

何をすればいいの？

「生物多様性の確保へ配慮する」とは、都市において開発行為を全てやめるということではありません。都市の発展において、時に樹林地の開発や樹木の伐採が必要になることも少なからずあります。生物多様性の確保への配慮では、出来る限り、みどりを守ります。

参考文献

- 1) 国土交通省都市局，緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項（都市緑地法運用指針 参考資料），平成23年10月
- 2) 国土交通省都市局公園緑地・景観課，生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き，平成30年4月



1-3 東松山市における「みどりの基本計画」

本計画は、第五次東松山市総合計画と東松山市都市計画マスタープラン*のもとに位置付けられ、東松山都市計画区域*の整備、開発及び保全の方針、第3次東松山市環境基本計画*などの分野別の施策と整合を図り、具体的なみどりの保全・充実・育成の内容について方針を定めます。

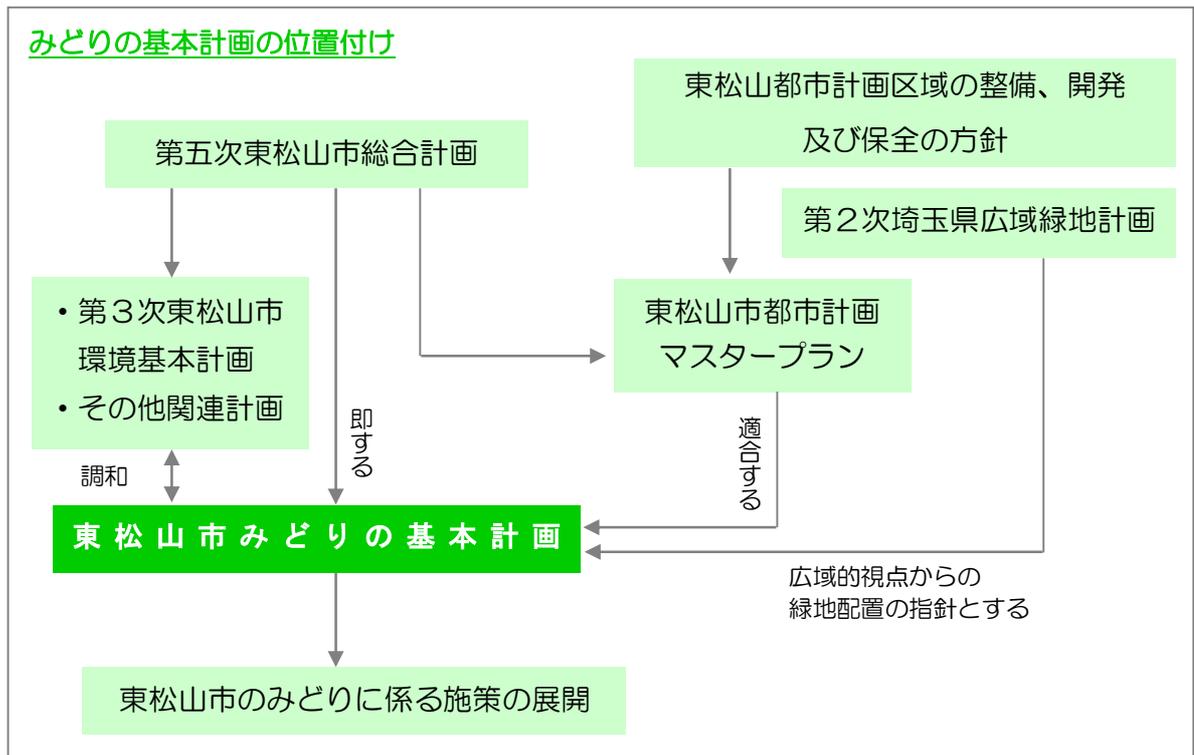
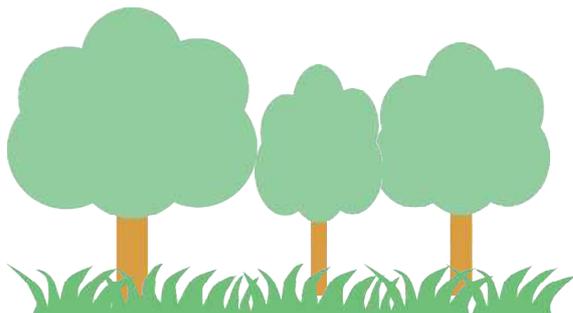


図1-3 東松山市みどりの基本計画の位置付け



*都市計画マスタープラン（P78）*都市計画区域（P78）*環境基本計画（P74）



第 2 章

みどりの現状と課題

第2章 みどりの現状と課題

2-1 東松山市を取りまく環境

(1) 東松山市の位置

本市は、埼玉県中央部に位置し、みどり豊かな丘陵地と平野部の間を大小の河川が流れ、変化に富んだ地形条件の中で、豊かな自然が育まれ、環境と調和を図りながら市街地が形成されてきました。

本市は、面積 6,533ha の都市で、北は熊谷市、北西は滑川町、東は吉見町、西は嵐山町、南は坂戸市、南東は川島町、南西は鳩山町に隣接しています。

(注) 国土地理院公表の行政区域の面積は、平成 27 年 3 月 6 日付けで 6,535ha に変更されています。

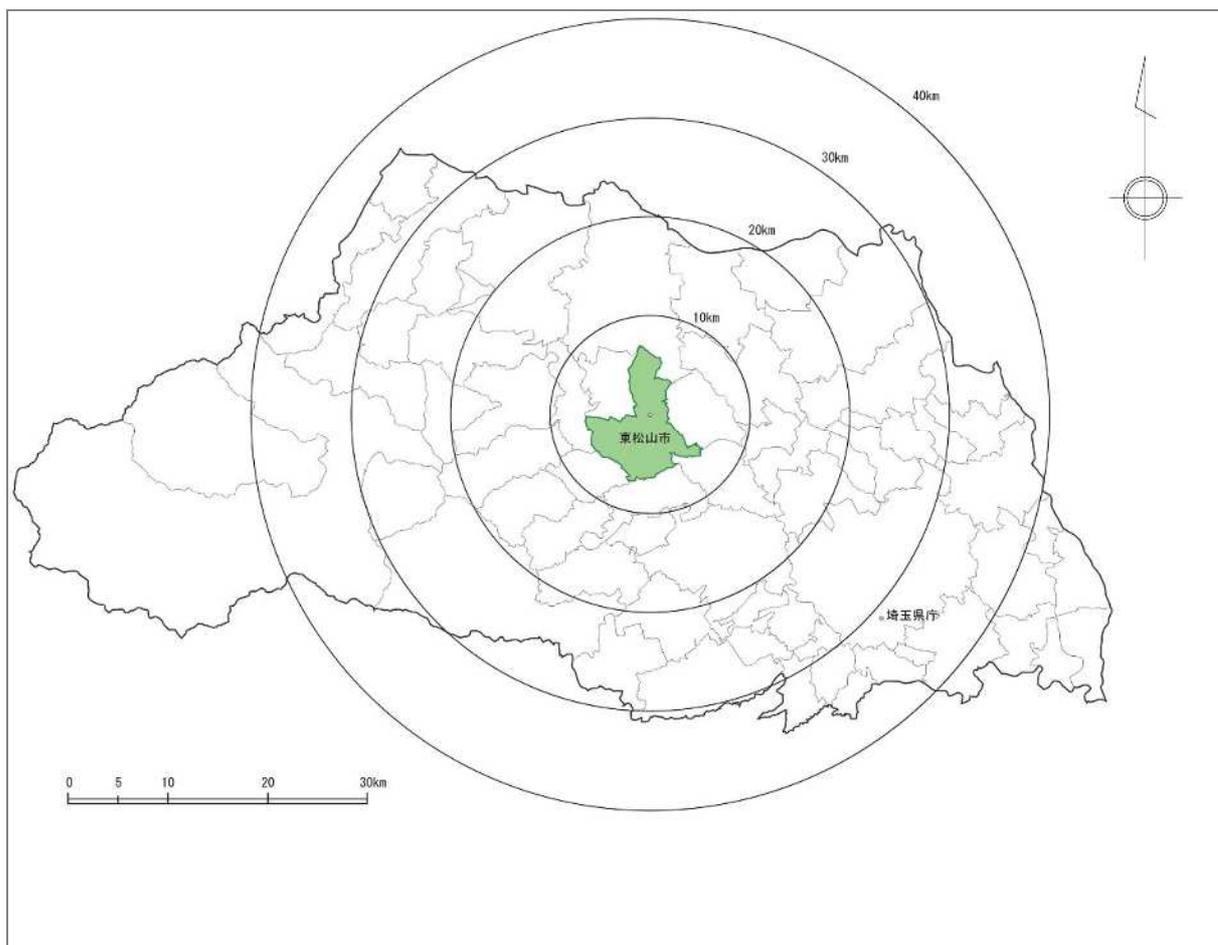


図 2-1 位置図

(2) 社会的条件調査

みどりの基本計画の策定にあたり、本市を形成する社会環境の現状について調査・取りまとめを行います。

1) 人口・世帯数調査

①人口の総数及び増加数

本市においては、昭和 60 年以降首都圏の拡大に伴う大規模な宅地開発などにより急激な人口増加の傾向がみられましたが、近年では、緩やかな減少傾向にあります。平成 27 年の国勢調査によると総人口は 91,437 人となり、平成 12 年から平成 22 年調査まで減少していましたが、土地区画整理事業による効果等で平成 27 年の調査時には微増となっています。

②人口の分布

平成 27 年国勢調査によると、人口集中地区※人口は 44,162 人で、本市人口の 48.3% となっており、約 5 割の市民は人口集中地区に居住しています。

③世帯数

平成 27 年国勢調査における本市の世帯数は 37,224 世帯となっており、昭和 40 年以降増加傾向が続いています。

④行政区別人口推移

令和 2 年（4 月 1 日現在）の住民基本台帳※人口と外国人登録人口を合わせた人口で松山地区で 39,932 人、平野地区で 9,232 人、大岡地区で 3,386 人、唐子地区で 9,220 人、高坂地区で 13,881 人、高坂丘陵地区で 4,695 人、野本地区で 9,815 人となっています。

行政区別の人口推移は、平成 7 年以降高坂地区で増加、松山・唐子地区で横ばい、野本・平野・大岡・高坂丘陵地区で減少傾向となっています。

表 2 - 1 東松山市人口、人口集中地区人口、世帯数の推移

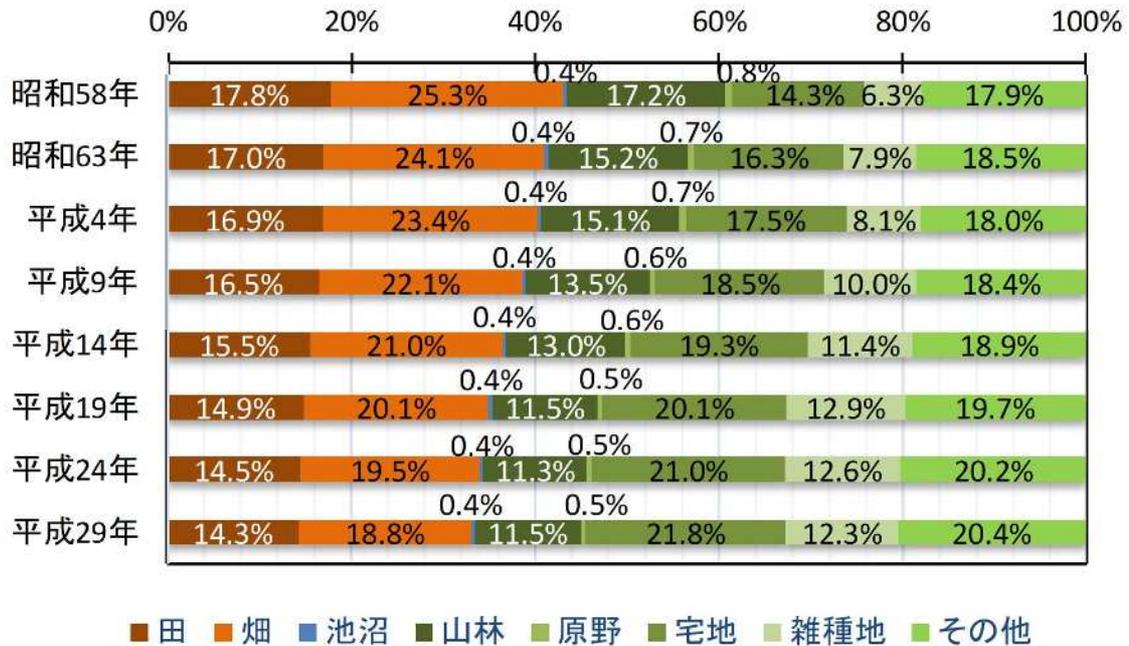
		平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
人口 (人)		84,394	93,342	92,929	91,302	90,099	91,437
人口集中地区	人口 (人)	34,991	43,957	49,436	49,055	48,418	44,162
	割合 (%)	41.5	47.1	53.2	53.7	53.7	48.3
世帯数 (世帯)		26,982	31,276	32,743	33,675	34,945	37,224

資料：国勢調査

2) 土地利用調査

①土地利用現況

本市の土地利用の状況を見ると、平成 29 年における現況では、宅地が 21.8%と最も多く占めています。次いで畑が 18.8%を占めており、田と合わせると 33.1%を農地が占めていることとなります。また山林は、平成 29 年では昭和 58 年の 67%程度と減少しています。



資料：課税課より

※地目*ごとに四捨五入しているため、総数に一致しない場合あり

図 2 - 2 土地利用の推移

②用途地域*など

本市の行政区域面積 6,533 ha が都市計画区域（名称：東松山都市計画区域）に指定されています。

なお、東松山都市計画区域は、東松山市、嵐山町、滑川町及び吉見町による、複合都市計画区域で面積は 16,352 ha となっています。

市街化区域*面積は 1,113ha であり、市域の 17.0%を占めていて、市街化区域は松山地区と平野地区、唐子地区、高坂地区、高坂丘陵地区の5箇所に分かれています。

指定用途地域は住居系用途地域が 838ha で市街化区域の 75.3%を占めていて、商業系用途地域は近隣商業地域及び商業地域を合わせて 74ha 指定されているほか、工業系用途地域は 121ha で、工業系用途地域が市街化区域に占める割合は 10.9%となっています。

※地目（P78）※用途地域（P80）※市街化区域（P75）

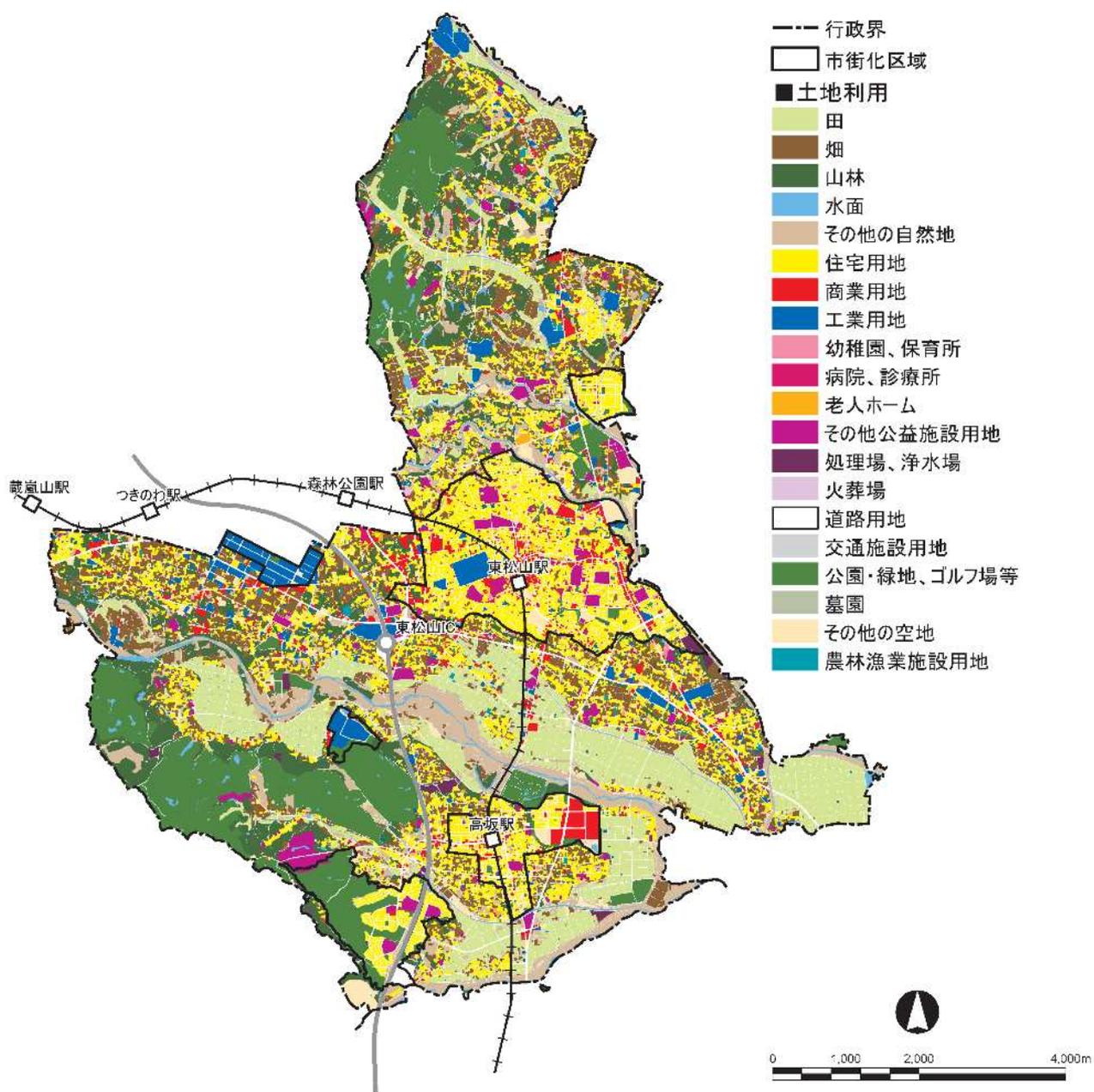


図2-3 土地利用現況図

資料：都市計画基礎調査※（基準年：平成27年）

※都市計画基礎調査（P78）

(3) 自然的条件調査

みどりの基本計画の策定にあたり、本市を形成する自然環境の現状について調査・取りまとめを行います。

1) 動植物相調査

本市には、稀少種としてオオタカやオオムラサキなどが生息し、また、河川や水田を中心に水生生物やカワセミなど水辺を好む動植物が生息し、生物の多様性（種の多様性）が保たれています。

また、本市には、稀少種の一つであるホタルの自生地が 12 箇所あり、ゲンジボタルとヘイケボタルの生息が確認されています。上唐子をはじめとするホタルの里では、地域でホタルの生息環境を守る取り組みなどが積極的に行われております。



オオタカ

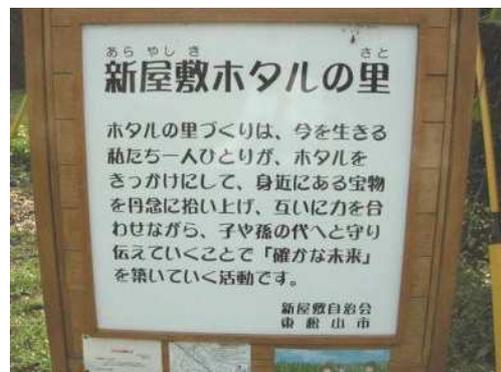
写真：埼玉県生態系保護協会川越・坂戸・鶴ヶ島支部長 笠原啓一氏より提供



ホタル（ヘイケボタル）



上唐子ホタルの里



新屋敷ホタルの里



保全作業風景（上唐子）



保全作業風景（新屋敷）

2) 里山※について

埼玉県による里山再生事業が平成 22 年度に神戸地区、松山地区、及び上唐子ホタルの里、新屋敷ホタルの里の4地区で、平成 23 年度に神戸地区、野田地区の2地区で実施されました。



里山の散策路

3) 水系調査

市内を流れる河川は、一級河川※として越辺川、都幾川、市野川、滑川、和田吉野川、九頭龍川、角川、九十九川、和田川、新江川の10河川があり、準用河川※は新福川、月中川、柳沢川、毛塚川、新江川の5河川があります。

一級河川のうち和田吉野川をはじめとする3河川、準用河川では新江川（改修中）を除く4河川で河川改修が完了しています。



都幾川の水辺地

4) 名木

名木には、公募により集まった樹木のうち、きらめき市民大学環境学部樹木グループや文化財保護委員などで構成された名木選定委員会（市観光協会）が平成 19 年度から 20 年度にかけて選定した樹木と、県・市の指定文化財（天然記念物）に認定されている樹木があります。



宮鼻八幡神社の大ケヤキ

※里山（P75）※一級河川（P74）※準用河川（P76）



図 2 - 4 ホタルの自生地、里山再生事業実施地区、及び主な河川の位置



2-2 みどりの現況調査

(1) 緑地現況調査

本市のみどりを形成する緑地の現状について調査・取りまとめを行います。

1) 施設緑地

① 都市公園の現況

本市の都市公園としては、街区公園*13箇所、近隣公園*5箇所、地区公園*2箇所、総合公園*1箇所、運動公園*1箇所、広域公園*1箇所、都市緑地*としては、6箇所です。都市計画決定されています。未決定の都市公園・緑地を含め全体で126箇所、開設面積は172.70haであり、市域の2.6%を占めています。



東松山ぼたん園（都市緑地）

表2-2 都市公園（決定・未決定）箇所数・面積

区分	都市計画決定		都市計画未決定		計	
	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
街区公園	13箇所	3.51	73箇所	10.44	86箇所	13.95
近隣公園	5箇所	10.21	3箇所	2.98	8箇所	13.19
地区公園	2箇所	6.37	—	—	2箇所	6.37
総合公園	1箇所	8.98	—	—	1箇所	8.98
運動公園	1箇所	17.26	—	—	1箇所	17.26
広域公園	1箇所	46.10	—	—	1箇所	46.10
都市緑地	6箇所	13.44	21箇所	53.41	27箇所	66.85
計	29箇所	105.87	97箇所	66.83	126箇所	172.70

表2-3 緑地現況量（都市公園）

区分	市街化区域		市街化調整区域		計	
	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
都市公園	97箇所	101.83	29箇所	70.87	126箇所	172.70

●一人当たりの都市公園面積 19.02㎡（埼玉県内40市中、第4位）

●一人当たりの住区基幹公園*面積 3.67㎡

平成30年度埼玉県都市公園調書より

*街区公園（P74）*近隣公園（P75）*地区公園（P78）*総合公園（P77）*運動公園（P74）*広域公園（P75）*都市緑地（P78）*住区基幹公園（P76）

②都市公園以外の施設緑地現況

都市公園以外の施設緑地として、公共施設緑地と民間施設緑地があります。

公共施設緑地で遊び場など公園の形態をした緑地などは18箇所、子供広場は29箇所あります。また、屋外運動施設として、グラウンド3箇所、多目的広場1箇所、庭球場1箇所が設置されているほか、市内の小中学校の運動場が市民に開放されています。

また、東松山市農林公園や市民農園※があり、農地の活用が図られています。

民間施設緑地としては、社寺境内地、ゴルフ場などがあげられます。社寺境内地は歴史的・伝統的な文化に触れることができる身近な地域住民の憩いの場となっています。

表2-4 緑地現況量（都市公園以外の施設緑地）

区分	市街化区域		市街化調整区域		計	
	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
公共施設緑地	31 箇所	14.89	41 箇所	42.84	72 箇所	57.73
民間施設緑地	16 箇所	15.44	76 箇所	554.76	92 箇所	570.20



都幾川リバーサイドパーク



市民農園（松山地区）

2) 地域制緑地など

①法によるもの

本市において、都市計画法以外に緑地の整備・保全に関連する法制度に基づき定められた区域として、生産緑地地区※、農業振興地域農用地区域（以下、「農用地区域」と略す）、河川区域※、自然公園、文化財保護法に基づく文化財、及び条例などに基づく文化財があげられます。

生産緑地地区として市街化区域の農地32箇所が指定されています。市街化調整区域は主に農用地区域として優良な農地が保全されています。河川区域としては10本の一級河川と5本の準用河川があります。大谷瓦窯跡は、国指定の文化財になっています。

※市民農園（P76）※生産緑地地区（P77）※河川区域（P74）

② 条例などによるもの

条例などによるものとしては、正法寺六面幢（県指定）や将軍塚古墳（県指定）、比丘尼山と横穴墓群（市指定）などの県及び市指定の文化財がありますが、面積は指定されていないため、計上していません。



生産緑地地区（沢口町）



農用地区域（唐子地区）

3) 緑地現況量

以上の結果にその他の緑地（農用地区域以外の市街化調整区域内の農地並びに山林）を合わせ、緑地現況量として表2-5、緑地現況図として図2-6に示します。

表2-5 緑地現況量（施設緑地、地域制緑地など、その他の緑地） 単位：ha

区分		市街化区域 (1)	市街化調整 区域(2)	都市計画区域 (1)+(2)=(3)	
施設 緑地	都市公園	101.83	70.87	172.70	
	公共施設緑地	14.89	42.84	57.73	
	民間施設緑地	15.44	554.76	570.20	
	施設緑地合計	132.16	668.47	800.63	
地域 制 緑 地 な ど	法に よる もの	生産緑地地区	3.89	—	3.89
		農用地区域	—	1,470.80 ¹⁾	1,470.80 ¹⁾
		河川区域	—	498.71	498.71
		自然公園	302.20	1,491.97	1,794.17
	条例などによるもの	—	—	—	
地域制緑地合計（のべ面積）		306.09	3,461.48	3,767.57	
その 他 の 緑 地	農用地区域以外の市街 化調整区域内の農地	—	237.23 ²⁾	237.23 ²⁾	
	山林	14.59 ²⁾	665.48 ²⁾	680.07 ²⁾	

1) 令和元年 12 月 31 日時点面積、2) 都市計画基礎調査（平成 27 年）

(2) 緑化状況調査

本市の施策のうち緑化への取り組み状況について調査・取りまとめを行います。

1) 公共公益施設の緑化状況

①道路など緑化状況

国道 254 号バイパス及び 407 号バイパスの広域幹線道路や都市計画道路駅前東通線及び高坂駅西通線などの歩道幅員が広い幹線道路を中心に中低木の植栽が行われています。

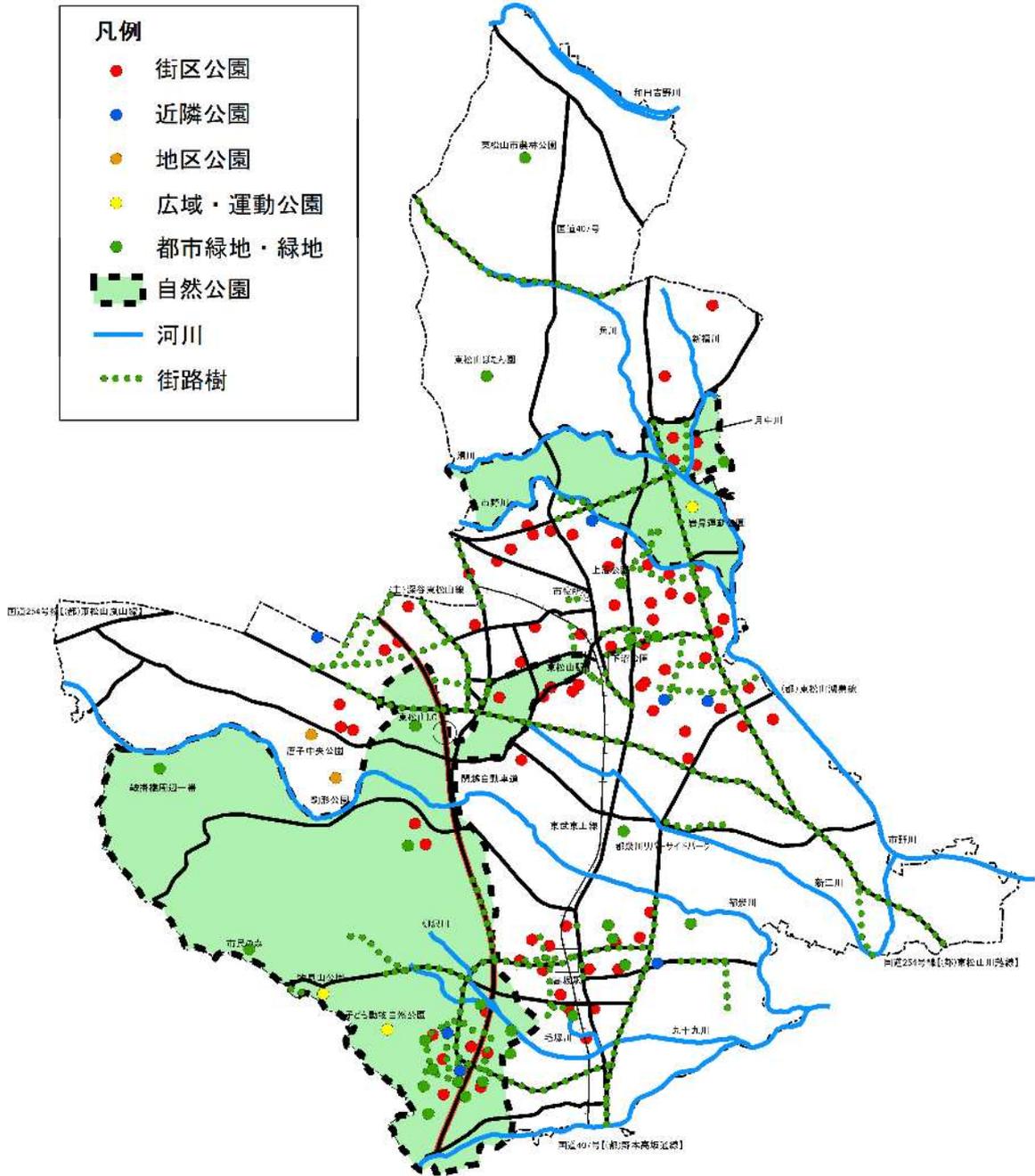


図 2 - 7 道路など緑化状況

出典：東松山市都市計画マスタープラン（平成 30 年）を一部修正

②公共公益施設の緑化状況

東松山市役所や各市民活動センターなどでは、花いっぱい運動の推進と併せて施設内緑化が進められています。

2) 民有地の緑化状況

民有地の緑化として、箭弓稲荷神社や正法寺など歴史的資源とともに守られてきた社寺林があります。また、野本地区や大岡地区など特に田園が広がる集落地区では、屋敷林*が見られます。

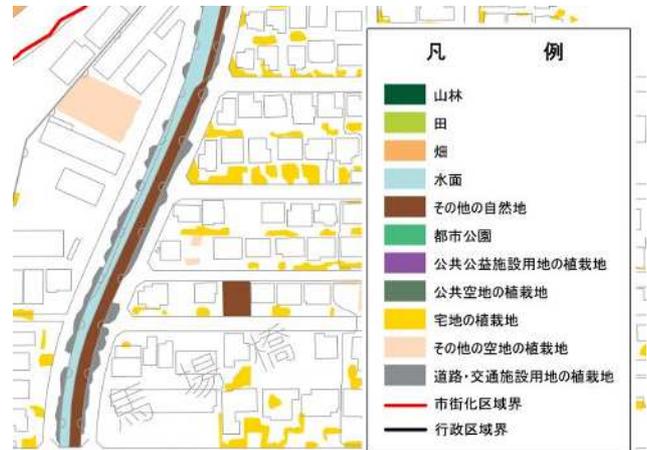
あずま町をはじめ、土地区画整理事業*を実施した地区では、地区計画*が定められており、住宅地などの積極的な緑化が図られています。



あずま町

3) 緑被率

緑被面積（みどりに被われている面積）に関しては、自然的土地利用の実面積と都市的土地利用の都市公園の実面積と都市公園以外の植栽部分の面積の合計と定義しました。その結果、市全域の土地利用全体の緑被率は56.39%となりました。都市的土地利用の都市公園以外の植栽部分の面積に関しては、GIS*からみどりによる被覆部分を実測しました。



GISによる緑被箇所の計測のイメージ

表2-6 緑被率（計画策定時）

区分	市街化区域			市街化調整区域			市全域				
	実面積 ¹⁾ (ha)	緑被面積 (ha)	緑被率 (%)	実面積 (ha)	緑被面積 (ha)	緑被率 (%)	実面積 (ha)	緑被面積 (ha)	緑被率 (%)		
自然的土地利用	農地	田	0.40	0.40	100.00	867.31	867.31	100.00	867.71	867.71	100.00
		畑	50.82	50.82	100.00	850.35	850.35	100.00	901.17	901.17	100.00
	山林	19.57	19.57	100.00	675.85	675.85	100.00	695.42	695.42	100.00	
	水面	5.10	5.10	100.00	109.02	109.02	100.00	114.12	114.12	100.00	
	その他自然地	12.67	12.67	100.00	596.27	596.27	100.00	608.94	608.94	100.00	
自然的土地利用 計	88.56	88.56	100.00	3098.80	3098.80	100.00	3187.36	3187.36	100.00		
都市的土地利用	都市公園	89.42	89.42	100.00	70.69	70.69	100.00	160.11	160.11	100.00	
	公共公益施設の植栽地	74.35	11.27	15.16	147.03	22.29	15.16	221.38	33.56	15.16	
	公共空地の植栽地	32.73	7.21	22.03	555.01	122.27	22.03	587.74	129.48	22.03	
	宅地 ²⁾ の植栽地	546.02	50.80	9.30	936.10	87.06	9.30	1482.12	137.86	9.30	
	その他の空地の植栽地	95.64	7.59	7.94	138.92	11.03	7.94	234.56	18.62	7.94	
	道路・交通施設用地の植栽地	178.62	4.62	2.59	481.35	12.47	2.59	659.97	17.09	2.59	
都市的土地利用 計	1016.78	170.91	16.81	2329.10	325.81	13.99	3345.88	496.72	14.85		
合計	1105.34	259.47	23.47	5427.90	3424.61	63.09	6533.24	3684.08	56.39		

GIS上の実測値³⁾
 緑被率の算定値（緑被面積/実面積*100）
 市街化区域の緑被率
 市街化区域の緑被率に基づく緑被面積の推計値（実面積*緑被率/100）

- 市街化区域内の実面積については、平成24年度の区域区分の変更を反映
- 宅地=住宅用地+商業用地+工業用地
- 都市計画基礎調査（基準年:平成22年）及びGISより算出した値より掲載

●一人当たり¹⁾のみどりの面積 409.34 m²

1)市の人口90,000人（平成23年度埼玉県都市公園調査掲載人口）より算出

※屋敷林（P80）※土地区画整理事業（P79）※地区計画（P77）※GIS（P80）

また、同様に中間年次で測定した緑被率（表 2-7）では、53.24%となっています。

表 2-7 緑被率（中間年次）

区分		市街化区域			市街化調整区域			市全域			
		実面積(ha)	緑被面積(ha)	緑被率(%)	実面積(ha)	緑被面積(ha)	緑被率(%)	実面積(ha)	緑被面積(ha)	緑被率(%)	
自然的土地利用	農地	田	0.14	0.14	100.00	857.91	857.91	100.00	858.05	858.05	100.00
		畑	27.82	27.82	100.00	822.16	822.16	100.00	849.98	849.98	100.00
	山林	14.59	14.59	100.00	665.48	665.48	100.00	680.07	680.07	100.00	
	水面	5.09	5.09	100.00	107.88	107.88	100.00	112.97	112.97	100.00	
	その他自然地	12.40	12.4	100.00	582.54	582.54	100.00	594.94	594.94	100.00	
	自然的土地利用 計	60.04	60.04	100.00	3035.97	3035.97	100.00	3096.01	3096.01	100.00	
都市的土地利用	都市公園	99.22	99.22	100.00	70.92	70.92	100.00	170.14	170.14	100.00	
	公共公益施設の植栽地	76.59	12.99	16.96	155.84	26.43	16.96	232.43	39.42	16.96	
	公共空地の植栽地	28.56	2.24	7.84	556.85	43.65	7.84	585.41	45.89	7.84	
	宅地の植栽地	579.91	37.03	6.39	952.19	60.8	6.39	1,532.10	97.83	6.39	
	その他の空地の植栽地	80.76	6.21	7.69	153.69	11.82	7.69	234.45	18.03	7.69	
	道路・交通施設用地の植栽地	187.92	3.34	1.78	487.22	8.67	1.78	675.14	12.01	1.78	
	農林漁業施設用地	0.00	0	0.00	9.32	0	0.00	9.32	0	0.00	
	都市的土地利用 計	1,052.96	161.03	15.29	2,386.03	222.29	9.32	3,438.99	383.32	11.15	
合計	1,113.00	221.07	19.86	5,422.00	3258.26	60.09	6,535.00	3479.33	53.24		

GIS上の実測値
 緑被率の特定値（緑被面積/実面積*100）
 市街化区域の緑被率
 市街化区域の緑被率に基づく緑被面積の推計値（実面積*緑被率/100）

●一人当たり¹⁾のみどりの面積 386.59 m²

1)市の人口90,000人（平成30年度埼玉県都市公園調書掲載人口）より算出

市街化区域の緑被面積に関する土地利用分類ごとの構成率をみると（図 2-8）、計画策定時の市街化区域では、自然的土地利用の緑被面積が34%と全体の約3分の1、都市的土地利用の緑被面積が66%と全体の約3分の2を占め、特に都市公園が34%と最も構成比が大きくなりました。

また、中間年次では、自然的土地利用の緑被面積が27%、都市的土地利用の緑被面積が73%となっており、都市的土地利用の緑被面積の占める割合が高くなってきています。

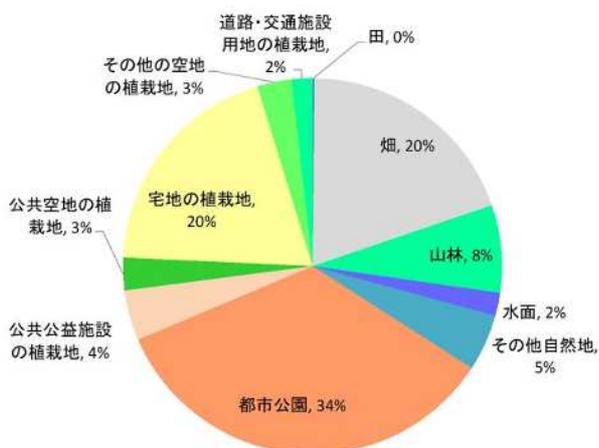


図 2-8 緑被面積の構成率（市街化区域、計画策定時）

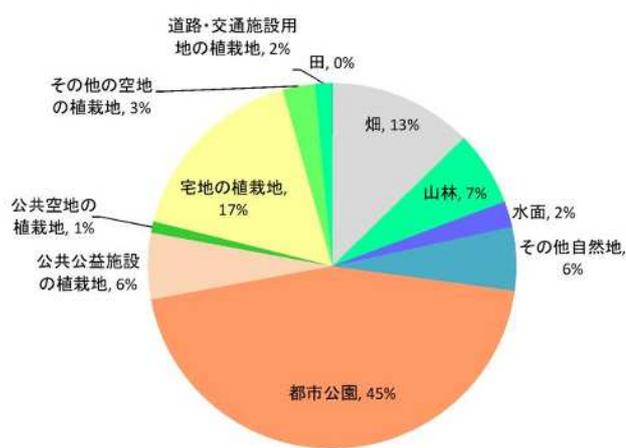


図 2-9 緑被面積の構成率（市街化区域、中間年次）

(3) その他

その他の調査結果は、以下のとおりです。

1) レクリエーション施設調査

本市のレクリエーション施設は、総合運動場や総合体育館、野球場など、市内各所に整備され、盛んに利用されています。

2) 景観調査

本市の景観は、東松山市都市計画マスタープランに記載のとおり、「全般的な景観形成方針」「景観拠点」「花とウォーキングによる景観まちづくり」からなります。

「全般的な景観形成方針」の中で市街地エリア、集落地・農地エリア、緑地エリアに分類し、エリアごとに景観形成の方針を示しています。市街地エリアでは、地区計画等を活用したゆとりある住宅地景観の維持を図ることとしています。集落地・農地エリアでは、農業振興と合わせて農地の保全と活用を促進し、田園景観の保全を図ることとしています。また、谷津田^{*}は変化に富んだ里山景観を残す存在であるため、積極的な保全を図ることとしています。緑地エリアでは、建物や構造物の立地を適正に誘導し、丘陵地の景観を維持することとしています。

「景観拠点」の中で都市景観拠点として東松山駅と高坂駅を、自然景観拠点として東松山ぼたん園や千年谷公園などの水やみどりを活かした代表的な公園・緑地を、文化的景観拠点として箭弓稲荷神社や正法寺など歴史・文化的に価値のある建物等及びその周辺をそれぞれ位置付けています。

「花とウォーキングによる景観まちづくり」においては、市全域において市民協働で実施している花いっぱい運動の継続による花とみどりに彩られた美しいまちの形成を目指しています。また、ふるさと自然のみち、ウォーキングトレイル^{*}事業で整備された施設及びまなびのみちを活用し、個性ある多様な景観を巡りながら楽しめるよう適切な維持管理を進めています。

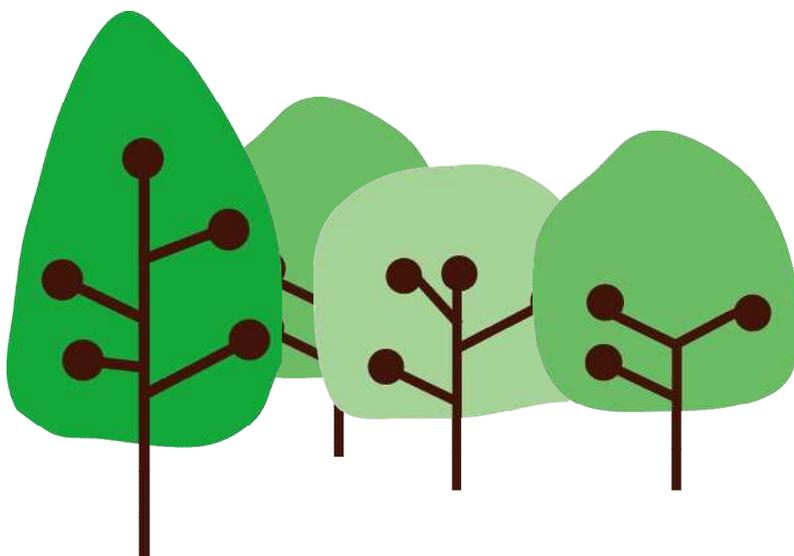
3) みどりに関する施策

- 埼玉県では、「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例^{*}」に基づき、敷地面積 1,000 m²以上の建物の新增改築の際には、一定割合を緑化する計画の届出が義務付けられています。本市でも、平成 24 年 9 月に「東松山市地区計画区域内における建築物の緑化率の最低限度に関する条例」が制定され、1 区域が指定されています。
- 埼玉県による里山再生事業が平成 22 年度に 4 地区、平成 23 年度に 2 地区で実施されました。また、鞍掛山周辺の雑木林^{*}や市民の森での里山再生を目的とした除草などの作業や子どもたちに自然を利用した遊びを教える活動を市民団体などが担っています。これは、河川、道路、公園など公共の場所の一定の範囲の美化活動を住民、団体、企業などが、親が子を育てるように取り組むアダプトプログラム^{*}の一部です。
- その他市民団体による里山再生・保全等の活動に対し、環境基本計画市民活動推進事業補助金を活用して支援を行っています。

※谷津田 (P80) ※ウォーキングトレイル (P74) ※ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例 (P79)
 ※雑木林 (P77) ※アダプトプログラム (P74)

4) 地域防災計画に定める避難に関する計画調査

本市の地域防災計画に定められた避難地は 29 箇所（一時避難場所は7箇所）あり、小中学校をはじめとする地域の主要な公共公益施設が指定されています。





2-3 みどりに関するアンケート

平成24年12月に市民2,000人を対象として、みどり（緑）に関する意識調査を行いました（回収率39.0%）。アンケートは、属性（性別、年齢、居住期間、小学生以下の子どもの数、住まいの行政区）のほか、本市のみどりについて（7問）、本市の樹林地（雑木林）について（2問）、本市の公園・緑地・子供広場について（3問）の計12問と自由記入欄で構成されています。続いて、アンケートの主な結果について掲載します。

■本アンケート回答数の信頼性について

東松山市の場合、人口約90,000人であり、右記表で母集団を100,000人としても有効回答数383人となり、みどりの基本計画で実施したアンケートの回答数である779人は信頼性が高いサンプル数であるといえます。

許容誤差5% 信頼率95% の場合

母集団	有効回答数
10,000人	370人
100,000人	383人
1,000,000人	384人

（1）主な結果

主な結果として、本市のみどりについて「市全体としてのみどりの印象」、「商店街などのまちの中心部のみどりの印象」、「みどりを残す・増やす活動への参加意識」、「みどりのまちづくり推進のために市が重点的に取り組むべきこと」の4問、本市の樹林地（雑木林）について「市内の樹林地の今後のあり方」、「地元の方々による市内（地元）の樹林地の改善」の2問、本市の公園・緑地・子供広場について「公園の数に対する満足度」、「整備を重点的に取り組むべき公園の機能」の2問、及び自由記入欄における意見について掲載します。

1) 本市のみどりについて

①市全体としてのみどりの印象

市全体としてのみどりの印象に関して、「よい」「ややよい」を合わせ4割強がよいと評価しています。

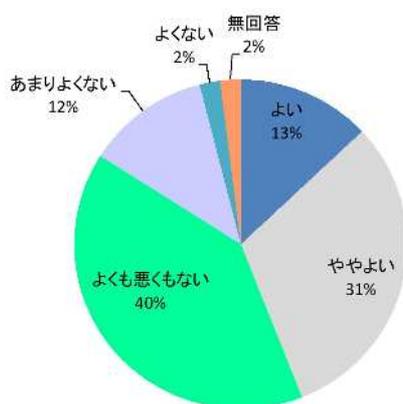


図2-10 市のみどりの現状に関する評価

②商店街などのまちの中心部のみどりの印象

商店街などのまちの中心部のみどりの印象については、全体の43%の人が、「よくない」「あまりよくない」と回答しています。



図2-11 商店街などのまちの中心部のみどり

③みどりを残す・増やす活動への参加意識

「参加したい」「できれば参加したい」とする回答者は5割で、参加意識は比較的高くなっています。

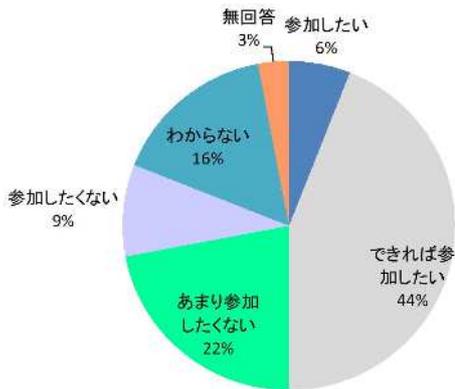


図2-12 みどりを残す・増やす活動への参加意識

④みどりのまちづくり推進のために市が重点的に取り組むべきこと

「公園や広場の整備や維持・管理」が59%と最も要望が高くなっています。

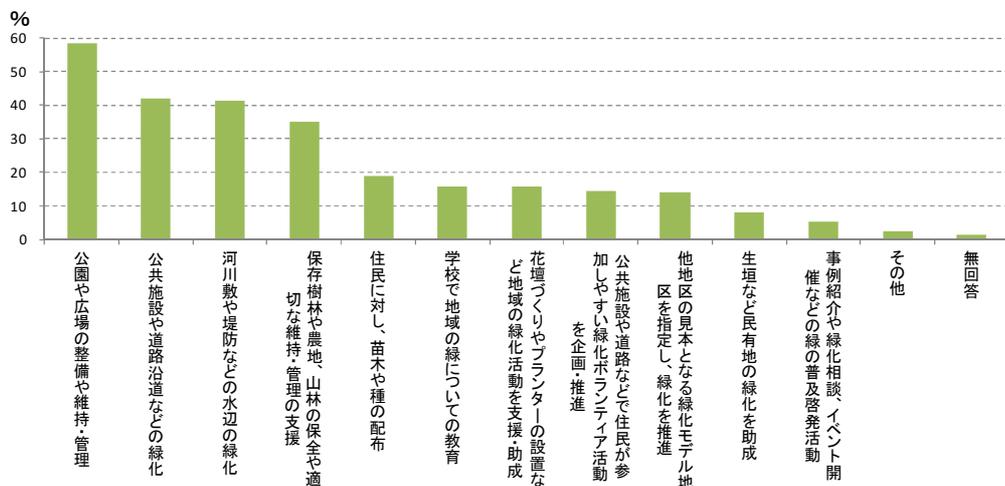


図2-13 みどりのまちづくり推進のために市が重点的に取り組むべきこと

2) 本市の樹林地（雑木林）について

①市内の樹林地の今後のあり方

「現状のままでよい」とする回答者は8%、「樹林地（雑木林）を伐採する」とする回答者が3%となっていることから、何らかの改善が必要だと考えていることがうかがえます。

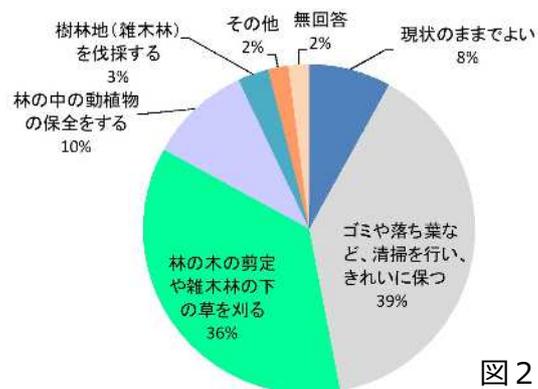


図2-14 市内の樹林地の今後のあり方

②地元の方々による市内（地元）の樹林地の改善

地元の方々の手により改善できる場合、改善していきたいかどうかについては、「思う」とする回答者が最も多く63%を占めています。「思わない」とする回答者は5%と少なくなっています。

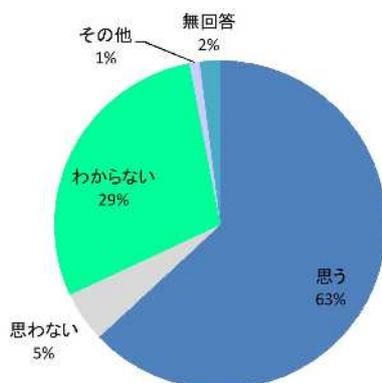


図2-15 地元の方々による市内（地元）の樹林地の改善

3) 本市の公園・緑地・子供広場について

①公園の数に対する満足度

「不満」「やや不満」と回答したのは31%であり、「満足」「やや満足」の26%と比較し、やや満足度が低いことがうかがえます。



図2-16 公園の数に対する満足度

②整備を重点的に取り組むべき公園の機能

「散策やジョギングが楽しめる遊歩道」が44%と最も要望が多くなっています。

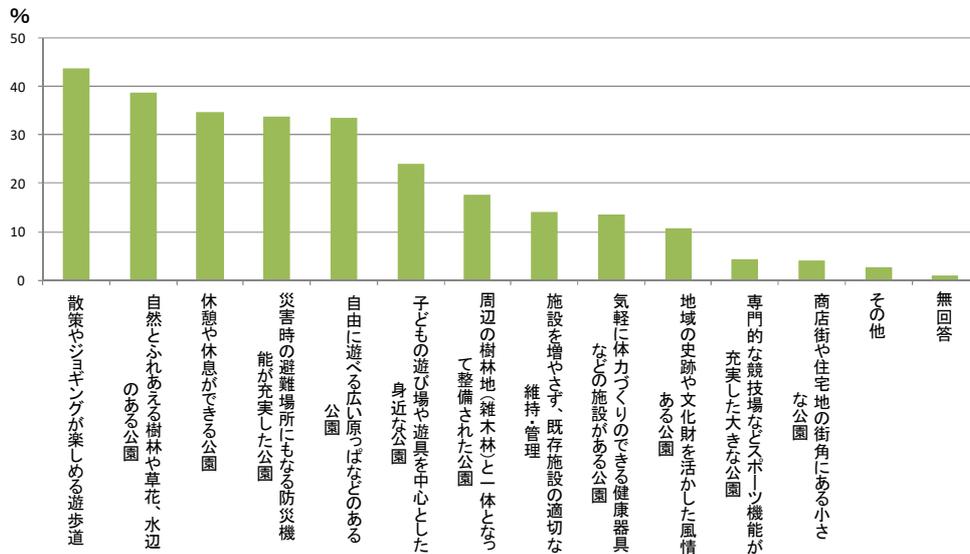


図2-17 整備を重点的に取り組むべき公園の機能

4) 自由記入欄における主な意見

河川、水辺地

- 土手の草刈りをしてほしい。
- 年々コンクリート化が進んでいる。小さな川はコンクリートで固めず、少しでも自然を残してほしい。

農地

- 使われていない田畑に雑草が多い。田んぼのあぜ道の草刈りをしてほしい。
- 荒れた休耕田に何か花を植えるとか活用を検討してほしい。

里山、雑木林など

- 全体的に管理されていない。うっそうとした荒れた感じの雑木林が目立つ。
- 雑木林が年々減少している。市内の樹林地は伐採せず、保全を望む。

史跡など

- 史跡大谷瓦窯跡に公園がほしい。

公園、広場など

- 家の近くに公園がほしい。
- 子どもが遊ぶ遊具が少なく、場所も狭い。
- 高齢者が元気に安心して歩ける公園、樹林地を整備してほしい。
- 災害時に避難できる公園を整備する。
- 公園がどこにあるのかよくわからない。

まちなかのみどり

- 花いっぱい運動は続けてほしい。花は年間を通して楽しめるようにする。
- 駅周辺のみどりが少ないように思う。
- まちなかに花壇づくりやプランターの設置などしてみどりを増やしてほしい。

その他

- みどりは整備され人々の活用があって有効なものだと思う。
- 自然豊かなみどりをそのままに遊歩道を作り遊べるようにしたらよい。
- 自然が多く、立派な樹木もたくさんあると思うのだが、余り知られていないような気がする。
- 市役所にみどりの募金箱を設置する。

(2) まとめ

みどりに関するアンケートの調査結果についてまとめます。

本市のみどり全般について

- 本市のみどりに対する全般的な評価は、概ね「良い」としている。
- 商店街などまちの中心部のみどりの評価は、余り良くない。
- みどりに関する活動への参加意識は比較的高い。
- みどりに関する市が取り組むべき施策について、要望が高いものとしては、①公園や広場の整備や維持・管理、②公共施設や道路沿道などの緑化、③河川敷や堤防などの水辺の緑化がある。

本市の樹林地（雑木林）について

- 今後の樹林地（雑木林）のあり方については、「現状のままでよい」という回答は少なく、何らかの整備が必要と考えている市民が多い。
- 特に、ゴミや落ち葉の清掃、木の剪定や下草刈りについて改善が必要との意見が多い。
- 地元の樹林地を地元で改善できる場合、改善していきたいと思っている市民が多い。

本市の公園（緑地、子供広場を含む）について

- 公園の数については、「普通」との回答が最も多いものの、「不満」「やや不満」と答えた人が次いで多く、身近に親しめる公園が少ないと考える人が少なからずいることがうかがえる。
- 今後の取り組むべき公園の機能に関しては、①散策やジョギングが楽しめる遊歩道、②自然とふれあえる樹林や草花や水辺のある公園、が多く、親しみのある公園の機能に関する期待感が大きいことがうかがえる。



2-4 調査結果の整理

本市のみどりについて、第1章で設定したみどりの機能（役割）ごとに、これまでの社会的条件調査や自然的条件調査、また、みどりの現況調査やみどりに関するアンケート調査の結果を整理します。

（1）環境保全機能に資するみどりの現況と評価

快適な生活環境の創出や都市環境の維持改善に資するみどりとして、まちなかの社寺林、個人宅の庭木・生垣などがありますが、これらの管理不足が指摘されています。

また、市街化調整区域の農地と市街化区域の生産緑地も、環境保全機能に資する貴重なみどりです。近年、所有者（農業者）の高齢化や離農などにより、耕作されなくなった農地や、都市的土地利用へ転換した農地や生産緑地が増えています。

（2）レクリエーション機能に資するみどりの現況と評価

日常的なレクリエーションの場の創出や、自然とのふれあいの場の創出に寄与するみどりとして、東松山ぼたん園、千年谷公園をはじめとする都市公園や、東松山市農林公園、岩鼻運動公園内の陸上競技場などの公園・広場があります。

現況では、都市公園に関して、高坂丘陵地区での市民の評価が高い一方、特に市郊外部での身近な公園などに関する設置の要望があります。一人当たりの公園面積が19.02㎡で埼玉県内40市中第4位であるにもかかわらず、このような要望がある背景には、遊具が充実した公園や、子どもが元気良く遊べる空間が確保された公園、また高齢者が安心して寛げる公園が少ないことが考えられます。

（3）防災機能に資するみどりの現況と評価

災害時の延焼防止や一時避難場所にもなるオープンスペース※の確保に資するみどりとして、都市公園をはじめ市街化区域内の生産緑地、街路樹や道路わきの花壇、ポケットパーク※などがあります。また、災害時の一時遊水地的な機能を果たすみどりとして、市街化調整区域の農地などがあります。現況では、都市的土地利用への転換による減少や、農業者の高齢化などによる離農により、機能が縮小しているところが増えています。

近年頻発している地震や集中豪雨を十分認識して、保全管理を進めていく必要があります。

（4）景観形成機能に資するみどりの現況と評価

景観形成機能の一つであるシンボルとなるみどりとして、大谷瓦窯跡や青鳥城跡、物見山岩殿観音の勝などの史跡と、箭弓稻荷神社や正法寺などの境内地があります。毎年11月に開催される日本スリーデーマーチをはじめとするイベントや各地域の祭りとともに人々に親しまれています。

※オープンスペース（P74）※ポケットパーク（P79）

一方、都市的な景観の創出に資するみどりとして、公共施設の花木や街路樹、花いっぱい運動による花壇の植栽などがあり市民の目を癒してくれます。高坂ニュータウンは、平成9年の国交省主催の都市景観100選に選定されるなど、みどり豊かな都市景観が市民にも高く評価されています。

また、市民の森の保全とともに、岩殿地区の谷津田を活かした地域おこしのプロジェクトにより、昔懐かしい風景を再生し、未来へつなぐ試みがなされています。

(5) 生物多様性の確保機能に資するみどりの現状と評価

生物多様性の確保機能に資するみどりとして、越辺川や都幾川をはじめとする河川・水辺地があります。土手の草刈りなど、みどりの維持管理の徹底や、自然を残す形での河川改修を望む声が多くなっています。

一方、上唐子ホタルの里をはじめとする市内各地に点在する里山や雑木林があります。生態系の保全として貴重なみどりを構成する一方で、その減少や管理不足に対する指摘が多数みられます。

(6) みどり全般に関する現状と評価

東松山市全域の緑被率は21頁表2-6のとおり、それぞれ、市街化区域23.5%、市街化調整区域63.1%、市全域56.4%でした。緑被率の算定方法は自治体により異なることから、一概に比較は困難ですが、本市内に目を向けると、市全域で5割強であるのに対して、市街化区域は2割強と、市街地でみどりが少ないことが指摘されます。

10頁図2-2の土地利用の推移における田、畑、池沼、山林、及び原野の合計は37年前に比べて、約28%減っています。

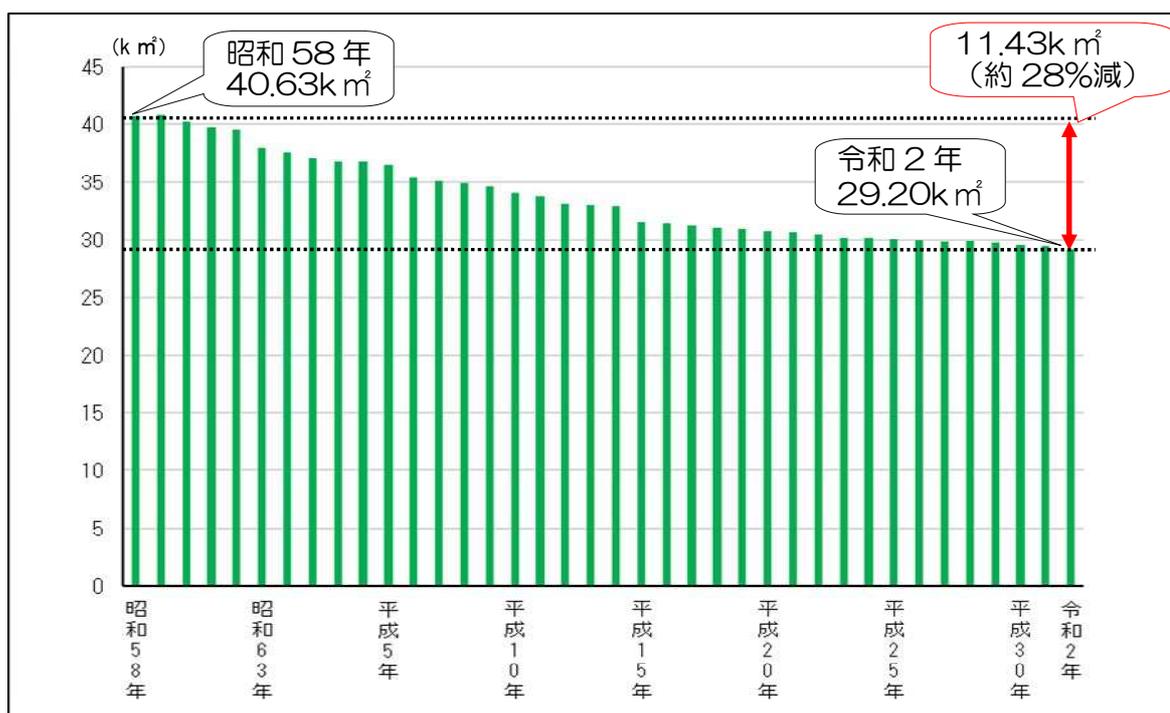


図2-18 田、畑、池沼、山林、及び原野の合計の推移



2-5 課題の整理

これまでの社会的条件調査や自然的条件調査、また、みどりの現況調査、みどりに関するアンケート調査の結果から、本市のみどりの課題について、みどりの種別ごとに整理したものを表2-7に示します。

表2-7 本市のみどりに関する課題

対象となるみどり	課題の内容
河川、水辺地	<ul style="list-style-type: none"> ●河川、水辺に関する親水性の向上とレクリエーション空間としての活用 ●自然を残す形での河川改修
農地	<ul style="list-style-type: none"> ●保水や遊水機能の維持に向けた市街化調整区域の農地の保全と活用 ●農用地の維持管理を通じた耕作放棄地の解消 ●農業祭などのイベントの開催や直売所の整備などによる農業の一層の推進
里山、雑木林など	<ul style="list-style-type: none"> ●稀少種の保全並びに生物多様性の確保に配慮したみどりの保全 ●里山や雑木林のレクリエーション空間としての活用 ●里山や雑木林の暮らしへの利用 ●市民協働*による里山や雑木林及び社寺林の保全管理
史跡など	<ul style="list-style-type: none"> ●史跡などの維持管理 ●史跡や名勝と一体となったみどりの維持管理
公園、広場など	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもから高齢者まで利用しやすい生活に身近な公園、広場などの適正な配置と確保 ●生物多様性の確保などに資するみどりの保全 ●公園、広場などみどりの維持管理 ●公園、広場、生産緑地など一時避難場所にもなるオープンスペースの確保
まちなかのみどり	<ul style="list-style-type: none"> ●花壇づくりなど、市民協働による駅周辺をはじめとする市街化区域の緑化の推進 ●公共施設の緑化による、潤いある都市景観の創出 ●市街化区域内の住宅地などの緑化の推進
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●景観に配慮したみどりの保全 ●河川堤防周辺や名勝地における遊歩道、散策路及び休憩施設などの確保 ●史跡や名勝と一体となったみどりの活用に向けた散策路や休憩施設の確保 ●みどりの活用に向けた、イベントの開催 ●史跡や公園などのみどりの情報周知 ●みどりの保全や創出を進めるうえでの、財源の確保

注) 表の課題の内容欄で網掛けした箇所については、重要課題に関するものを示している。

*市民協働（P76）

続いて、表2-7に掲げられた課題のうち、みどりに関するアンケート調査から得られた意見の傾向を捉えた結果、多数見られた次の三つを重要な課題として位置付けます。

1) 里山・雑木林の保全と再生

本市の特徴的なみどりである水辺地と丘陵部の間に分布する斜面樹林や鎮守の杜[※]などの里山や都市公園内にある雑木林は、みどりの重要な役割の一つである生物多様性の確保に資するみどりとしても貴重な存在です。

近年、これらのみどりは、住宅地の拡大やゴルフ場建設などにより少しずつ減少し、また、現在残っているものについても、多くの市民から管理不足が指摘されています。

今後とも、生物多様性の確保をはじめ、土砂流出防止や水源涵養[※]、災害時の保水・遊水機能など、多様な機能を有する里山や雑木林を、本市の代表的なみどりとして維持していくためにも、「里山・雑木林の保全と再生」が一つ目の重要課題となります。

2) まちなかにおける潤いあるみどりの創出

まちなかにおけるみどりは、都市に潤いをもたらすと同時に、気温の上昇を抑制したり、災害時の延焼防止や一時避難場所になるなど、貴重な役割を果たしています。しかし、市全体でのみどりは豊かという市民の評価に比べ、まちなかにみどりが少なく、公共施設や駅前広場の緑化を進めてほしいといった意見が多くありました。

今後、東松山市のみどりのまちづくりを進めていくには、市周辺部の豊かなみどりの保全と合わせて、まちなかである市街化区域内にも管理が十分に行き届くような潤いあるみどりの創出が不可欠です。

そこで、公共施設の緑化や街路樹の植樹、駅前広場の花壇などへの花の植栽の推進など、「まちなかにおける潤いあるみどりの創出」が二つ目の重要課題となります。

3) みどりに関する情報の周知とみどりの一層の活用

自然豊かなみどりをそのままに、遊歩道を作り遊べるようにしたらよい、公園がどこにあるのかわからない、といった意見が多くありました。

今後、市民の憩いの場としての自然豊かなみどりや、公園などの整備されたみどりを十分に活かし、市民や観光客に親しんでもらうためにも、遊歩道や散策路、休憩所などの整備や、イベントでのより一層の活用、みどりの情報の周知が不可欠です。

そこで、「みどりに関する情報の周知とみどりの一層の活用」が三つ目の重要課題となります。

上記の重点的な解決を図るため、みどりのまちづくりの方向性と目標を定め、施策を展開してまいります。

※鎮守の杜（P78）※水源涵養（P77）



第 3 章

みどりのまちづくり
の方向性と目標

第3章 みどりのまちづくりの方向性と目標



3-1 基本理念

本市は比企丘陵などの丘陵地に、みどり豊かな里山があり、丘陵地の間を越辺川、都幾川、市野川などの河川が流れ、これらの河川の両側にみどり豊かな田園風景が広がっています。こうした本市のみどりは、市民に愛され続けながら大切に守られてきました。

そのような“田園都市”東松山ですが、近年、都市化により、徐々にみどりは失われてきています。

こうした中、動植物をはじめとする様々な生態系から得られる恵みを将来に向けて受け続けるためにも、地球の温暖化の防止や稀少種の保護など、生物多様性の確保に配慮したまちづくりの推進が、みどりの保全・創出の大切な課題となっています。

それには、丘陵地、台地、低地の起伏に富んだ地形が織り成す“東松山ならではの”のみどりの保全と、都市化により失われた市街地におけるみどりの創出を、効率的かつ効果的に行うことが重要です。

さらに、第五次東松山市総合計画に基づき、豊かな自然を大切にし、安心、安全を実感できるまちづくりを進めるには、みどりを保全・創出するとともに、活用しながら、生命を育むみどりの大切さをもう一度見つめ直すことが不可欠となります。

東松山市みどりの基本計画では、基本理念を

いのち
生命を育む豊かなみどりを 未来へつなぐ まちづくり

とし、人や動植物を育むみどりを将来に渡って大切にし、市民一人一人が、ふるさとである東松山のみどりに愛着と親しみをもって生活できるまちづくりを進めます。



都幾川周辺のみどり



市民の森にある案内板



3-2 基本方針

基本理念に基づき、みどりのまちづくりを進めていくために、次の三つの方針を基本方針とします。

基本方針1 ふるさとの豊かなみどりを守る

本市には、里山や雑木林、斜面樹林、都幾川をはじめとする河川など、昔ながらの田園風景が今もなお数多く残っています。わたしたちは、こうした“ふるさとの豊かなみどり”に囲まれ、歴史や文化を学びながら育ち、また、子どもたちを育てて来ました。一方、東松山の豊かな自然環境も、そうしたみどりがあることで、昔ながらの姿を今に伝えています。

今後、これらのみどりを守りながら、次世代に継承していくことは、わたしたちの重要な課題と考えます。そこで、“ふるさとの豊かなみどりを守る”を一つ目の基本方針としました。

基本方針2 まちなかに潤いあるみどりを創る

本市は、みどり豊かな田園地帯や丘陵地と比較して、市街地では身近なみどりが少なくなっています。市街地（まちなか）のみどりは、環境に潤いを与えてくれる一方で、市民の憩いの場になったり、災害時には一時避難場所になるなど、様々な役割を持っています。

今後、こうしたまちなかのみどりを増やすことに加え、その質の向上を図ることにより、みどりあふれる魅力ある都市的空間を創造することが、もう一つの重要な課題と考えます。そこで、“まちなかに潤いあるみどりを創る”を二つ目の基本方針としました。

基本方針3 ^{いのち}生命を育むみどりと親しむ

生物多様性の中で育まれる動植物から得られる恵みにより、我々の生命も存在することを改めて認識していくことが大切であり、その動植物の生態系の確保に必要なみどりをこれまで以上に保全・創出していく必要があります。

また、既出の二つの基本方針によって保全・創出したみどりも、親しむための仕組みがなかったり、みどりがあること自体がよく知られていなければ、十分に活かすことが出来ません。

今後、これらのみどりの周知に努め、市民が今まで以上に親しんでいくことで、コミュニティの輪が広がり、身心ともに健康が維持されながら、みどりやまちに対する愛着も深まると考えます。そこで、“^{いのち}生命を育むみどりと親しむ”を三つ目の基本方針としました。



3-3 みどりの将来像

基本構想や都市計画マスタープランなどの計画との整合を図ったうえで、基本理念及び基本方針に基づき、次のとおり、みどりの将来像を設定しました。

みどりの拠点

地域の代表的な都市公園など、並びに地域の歴史・文化を伝え、地域の人々に親しまれている社寺院の境内や史跡などのうち、主要なものをみどりの拠点として位置付け、みどりに親しむための拠点空間として、保全、充実に努めます。

1) 憩いのみどりスポット

地域の代表的な都市公園などを「憩いのみどりスポット」に位置付けます。現況では、主として、東松山市農林公園、岩鼻運動公園、物見山公園などのスポットの保全整備が図られています。

今後とも引き続き、身近に親しめるみどりとして、保全・充実に努めます。



岩鼻運動公園

2) 史跡のみどりスポット

伝統的・歴史的風土や文化的意義を有する社寺境内地や史跡などと一体となったみどりの主要なものを「史跡のみどりスポット」に位置付けます。大谷瓦窯跡、箭弓稲荷神社などが該当するスポットであり、公共又は民間により保全管理が行われています。今後とも引き続き、みどりの保全に努めます。



箭弓稲荷神社

3) 生物多様性のみどりスポット

生物多様性の視点から、生態系のネットワークの拠点となるまとまりのあるみどりを拠点地区として位置付け、ホタルの自生地の保全など、動植物が生息生育するみどりの保全・充実に努めます。

みどりの軸

連続性のある景観を創り出している本市の主要な河川とその水辺を、みどりの軸として位置付け、みどりの保全と緑化を推進します。

また、日本スリーデーマーチのウォーキングコースのほか、市内の主要なウォーキングコースを、「みどりのウォーキングコース」として位置付け、みどりに親しむ空間として、またみどりとみどりを結び付ける空間として保全と活用に努めます。

1) 都幾川軸

市内中央を東西に流れる都幾川を、みどりのまちづくりを図るうえで、主要な軸の一つである都幾川軸として位置付けます。上流域から下流域にかけてみどりの連携が創り出されると同時に、周囲の土地と一体化して豊かな田園風景を構成しています。

今後は引き続き、都幾川の水辺空間と周囲の斜面林の保全を図るとともに、親水性の高い水辺環境の保全・創出により、東松山らしいみどりの原風景を後世に伝えます。



都幾川に架かる稲荷橋

2) 水辺のネットワーク軸

市内を流れる河川とその水辺を水辺のネットワーク軸として位置付けます。越辺川をはじめ、市野川、滑川、新江川などの河川とその周囲の水辺地が該当し、保全管理が行われています。土手の草刈りなどによる維持管理を通じて河川沿いの保全に努め、親水空間の整備を進めます。

3) みどりのウォーキングコース

市内のウォーキングコース、散策路、遊歩道などをみどりのウォーキングコースとして位置付けます。日本スリーデーマーチのウォーキングコースのほか、市内の主要なウォーキングコースが該当し、イベントや日常的なレクリエーションにおいて活用されています。

今後は、周辺のみどりの保全・緑化とともに、ウォーキングコースのさらなる活用を図っていきます。



日本スリーデーマーチの様子

みどりのエリア

東松山の原風景を伝える里山や丘陵地の雑木林、農地と一体となった水辺空間の維持・保全が課題となる一方で、市街地では、安心・安全を担保する生産緑地などのオープンスペースや子どもから高齢者までが憩う公園・広場、まちなかの潤い空間を創出する街路樹などの整備がまだまだ十分ではありません。

そこで、市内を、安心・安全で身近な暮らしの場としての都市らしいみどり空間を創造する“都市型みどりエリア”、点在する雑木林や白地の農地の確保、既存の子供広場などの保全・充実を図る“郊外型みどりエリア”、優良農地や丘陵地のみどりを保全・活用する“田園・丘陵型みどりエリア”、の三つのエリアに区分し、それぞれの地域特性に合ったみどりの保全と緑化、及びみどりの活用を推進します。

1) 都市型みどりエリア

現在の市街化区域を都市型みどりエリアとして位置付けます。街路樹の管理をはじめ、災害時の一時避難場所にもなる身近な都市公園などのオープンスペースの確保や、子どもからお年寄りまでが憩い・遊べる都市公園の機能やみどりの充実により、都市らしいみどり空間の整備を進めます。

2) 郊外型みどりエリア

現在の市街化区域に隣接する市街化調整区域で、宅地開発によりみどりの減少が課題となっている地域を郊外型みどりエリアとして位置付けます。このエリアに点在する雑木林や白地の農地の保全・活用を図るとともに、既存の子供広場や公共施設が有するみどりの保全・充実を図ります。

3) 田園・丘陵型みどりエリア

現在の市街化調整区域のうち、農業振興地域として優良農地が広がっている地域と里山、雑木林、斜面樹林が広がっている地域を田園・丘陵型みどりエリアとして位置付けます。このエリアでは、東松山の原風景である里山・斜面樹林など丘陵地や農村文化の基礎となる営農環境を保全するとともに、花見やウォーキングなどの娯楽機能をもつ河川敷や水辺空間の整備と活用を図っていきます。

また、生物多様性の観点から、準絶滅危惧種[※]であるオオタカの営巣エリアをはじめとする動植物の生息地や生育地となるポテンシャルを有する中核地区として保全することにより、多様な動植物の生息生育環境について配慮します。

※準絶滅危惧種（P76）

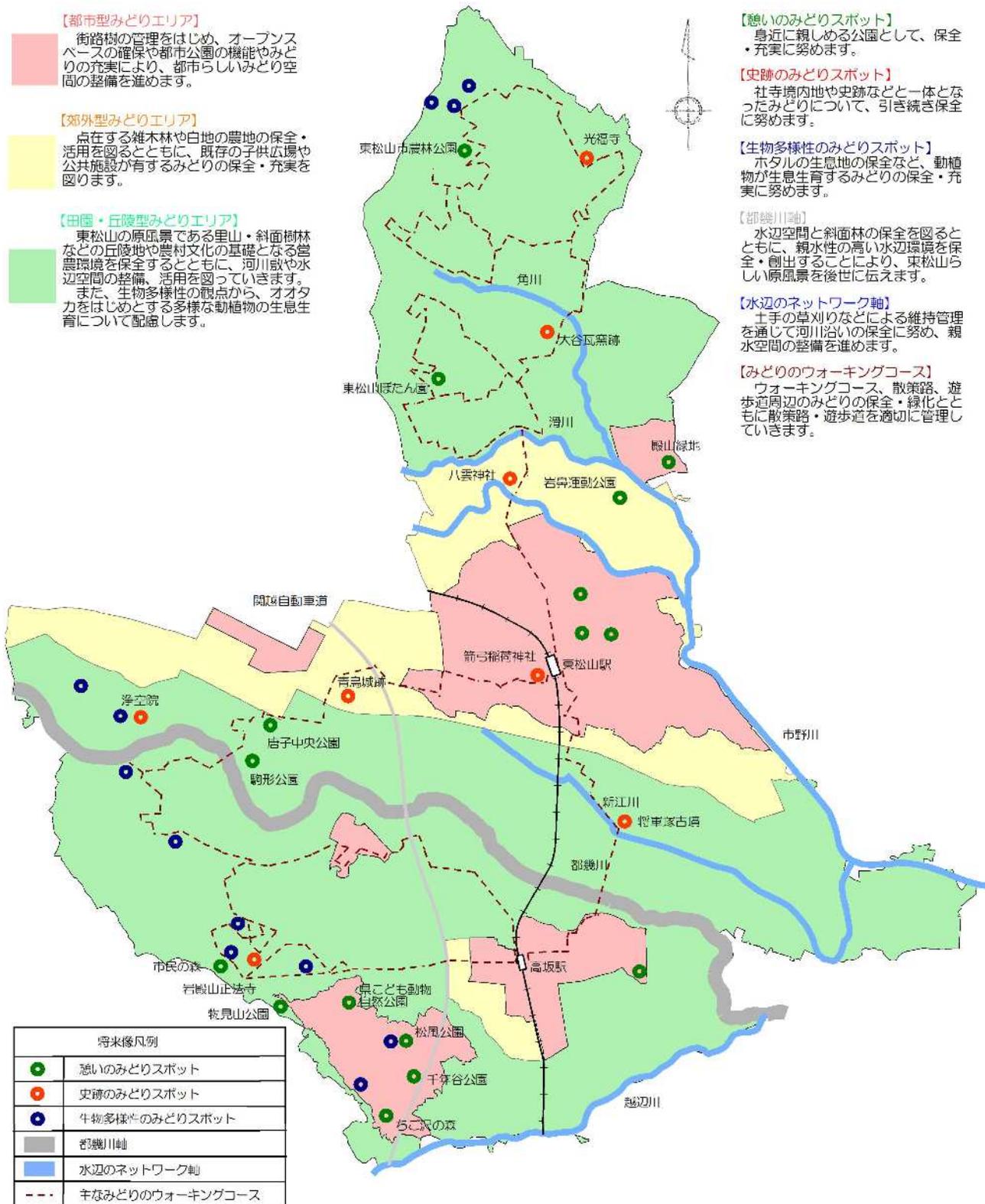


図 3 - 1 東松山市みどりの将来像



3-4 計画の枠組み

(1) 計画の目標年次

東松山市みどりの基本計画では、都市計画マスタープランに示される都市づくりの方向性などとの整合性を十分に図る必要があるといった観点から、都市計画マスタープランの目標年次に合わせ、以下のとおり平成30年（2018年）を中間年次とします。また、目標年次を令和10年（2028年）に設定します。

中間年次：平成30年（2018年） 目標年次：令和10年（2028年）

(2) 計画対象区域

東松山市みどりの基本計画の対象区域は、市内全域とします。

対象区域：市内全域

(3) 将来目標人口

日本全体の人口が減少局面に入っており、東松山市の将来人口も長期的には減少していくことが予想されています。

東松山市みどりの基本計画では、計画目標年次である令和10年（2028年）の目標人口を87,000人とします。

将来目標人口：令和10年（2028年） 87,000人

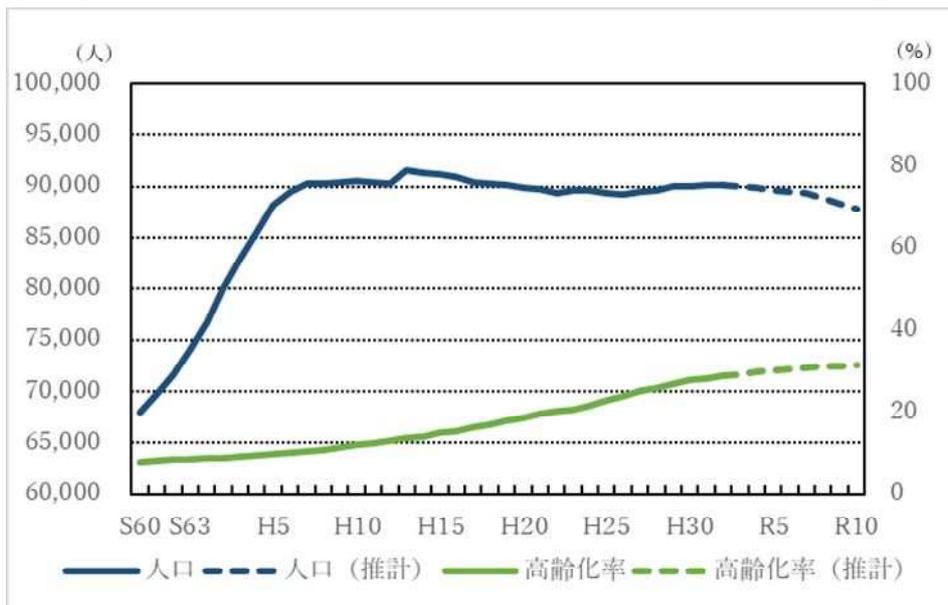


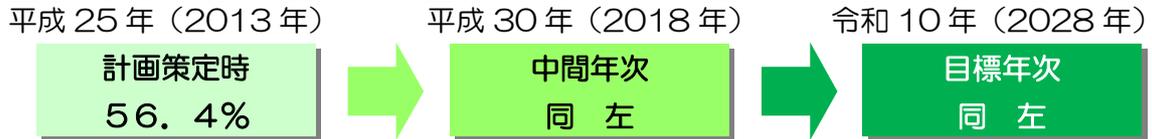
図3-2 将来目標人口



3-5 計画の目標

みどりの将来像を実現するために、みどりに関する目標を以下のとおり設定します。

1 市内全域におけるみどりの確保量（緑被率）など



本市のみどりの現況面積は 3,684ha となっており、市域に対して 56.4%を占めています。その大半は丘陵地に広がる里山・雑木林、市街化調整区域に広がる農用地区域をはじめとする農地、及び河川区域であり、豊かで多様なみどりが形成されています。

みどりに関する市民アンケート調査結果からは、市全体のみどりに対して 44%の市民から概ね良い印象が得られている一方で、まちなかのみどりに対しては 17%という低い評価となっています。また、都市公園の一人当たりの面積は 19.02 m²となっており、県内 40 市中第 4 位の高い水準で公園面積を保有しています。これらの豊かで多様なみどりは、次世代に大切に引き継がれていく必要があります。

表 3-1 一人当たりの公園面積県内上位 5 市
※平成 30 年度埼玉県都市公園調書より抜粋

	市名	面積 (m ²)
1	秩父市	39.53
2	熊谷市	23.70
3	羽生市	19.79
4	東松山市	19.02
5	飯能市	17.35

したがって、本計画で位置付ける施策を実施することで、これらのみどりの保全に極力努めていくとともに、まちなかを重点的に新たなみどりの創出に努めることで、市内全域におけるみどりの量を確保していきます。そのうえで、里山・雑木林や公園・広場などの適切な維持管理に努め、市民・事業者などとの協働※により、より一層みどりの質の向上を目指していくこととします。

中間年次での緑被率は、53.2%となっており目標の 56.4%を下回っています。

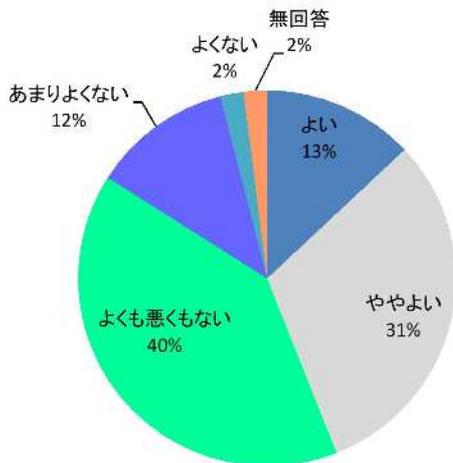


図 3-3 市のみどりの現状に関する評価



図 3-4 商店街などまちなかの中心部のみどりの評価

※協働（P75）

2 都市公園箇所数及び面積



土地区画整理事業の進捗に伴い、中間年次での都市公園の箇所数は120箇所、面積は172.0haとなっており、それぞれ目標を上回り、順調に推移しています。

3 市民・企業などが保全管理しているみどり（協定など箇所数・面積）



みどり豊かな魅力的なまちづくりを進めるためには、みどりに関する地域の課題について一番身近に感じることができる地域住民と協働で取り組み、きめ細かな対応を図っていくことが重要です。現在、自治会や企業、市民団体と市で協定を締結し、協働で保全管理を行うみどりがあります。これらについて、今後ほかの地域においてもさらに市民協働による保全管理を促進し、みどりの質を向上させる目標として設定します。

中間年次での協定数は55箇所、面積は21.2haであり、それぞれ目標を下回っています。

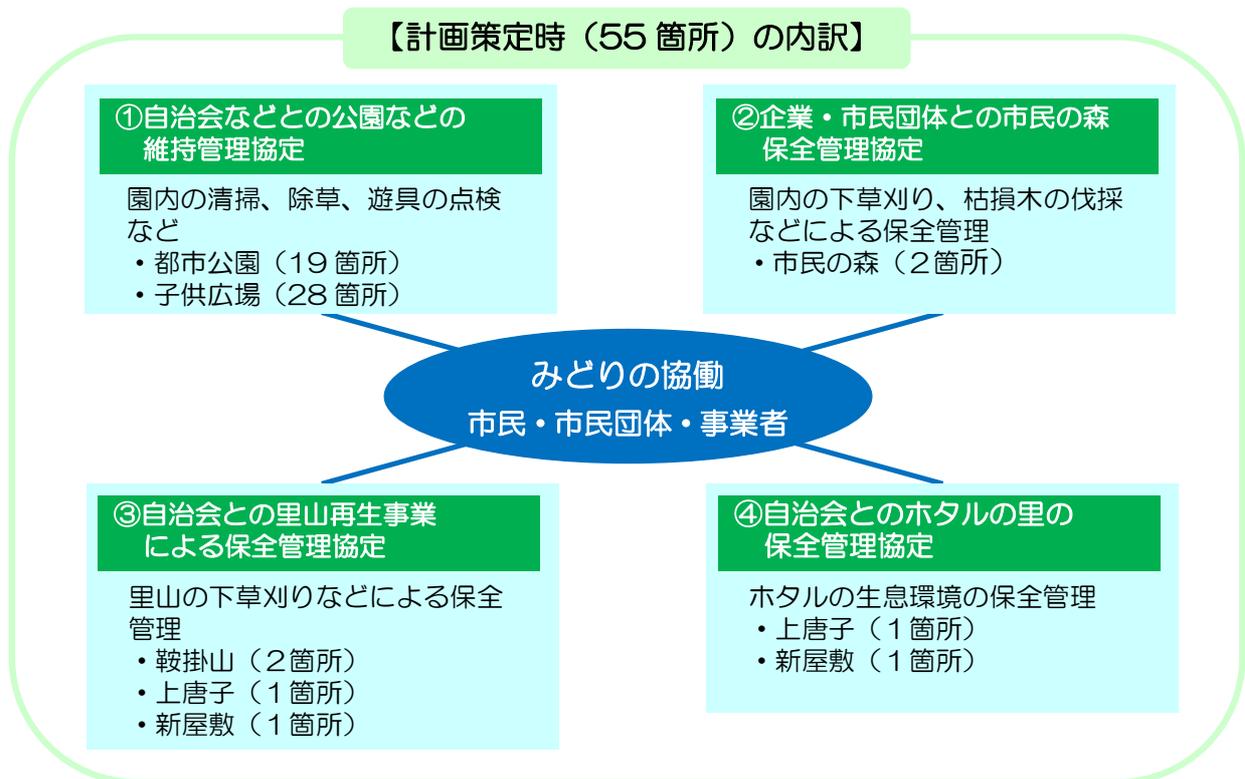


図3-5 計画策定時における協定箇所数の内訳



第4章

みどりに関する 施策

第4章 みどりに関する施策

4-1 施策の体系

はじめに、本計画におけるみどりに関する施策の全体像をみます。図4-1に施策の体系を示します。

基本理念である「生命を育む豊かなみどりを 未来へつなぐ まちづくり」及び三つの基本方針「ふるさとの豊かなみどりを守る」「まちなかに潤いあるみどりを創る」「生命を育むみどりと親しむ」に基づき設定したみどりの将来像を実現するために、みどりに関する施策を体系化しました。

体系化にあたっては、27の基本施策を内容により、「1 田園都市東松山らしい農地や水辺空間を保全し、活用する」、「2 起伏に富んだ地形が織り成す樹林地・樹木を保全し、活用する」、「3 公園・広場を親しみのある場として管理し、活用する」、「4 みどりと調和したまちづくりを推進する」の四つの柱のもとに分類しました（図4-1）。

4-2 基本施策

続いて、施策の柱ごとに本計画におけるみどりに関する基本施策の内容を掲載します。



みどりのまちづくりの方向性と目標

【基本理念】

いのち
生命を育む豊かなみどりを 未来へつなぐ まちづくり

【基本方針】

ふるさとの
豊かなみどり
を守る

まちなかに
潤いあるみどり
を創る

いのち
生命を育む
みどりと親しむ

【東松山市みどりの将来像】

図4-1 施策の体系

 : リーディングプロジェクト関連

1 田園都市東松山らしい農地や水辺空間を保全し、活用する

水辺のみどりは、自然災害防止のための保水・遊水機能をもち、また、景観形成におけるシンボルの場として、その役割が期待されています。

今後は、多自然川づくりの推進や、水辺空間の保全・整備と市民の意識啓発を進めていく必要があります。

また、農地のみどりは、優れた農林業地として環境保全機能をもつ一方、農地を活用した市民農園は、市民の日常生活におけるレクリエーションの場としての機能があります。

今後は、担い手による農地の適正な維持・管理と併せて生産物を活用した特産品の開発などにより、農地の保全をバックアップします。

基本施策

1-1 親水空間の整備

都幾川に架かる鞍掛橋や稻荷橋周辺において、清らかな流れを活用した自然体験及びレクリエーションの場として整備を行い、利活用を図っていきます。



都幾川に架かる鞍掛橋

1-2 水辺環境の保全

河川の水辺環境の保全を図るため、市野川や新江川などの河川の改修の際には、自然環境に配慮した多自然川づくりを推進します。

また、地域住民の河川環境への関心を高めるとともに、より良い川づくり・地域づくりを目指し、地域住民・団体・企業・行政の協働により実施されているイベント「ふれあい市野川クリーンアップ作戦」に積極的に協力していきます。



ふれあい市野川クリーンアップ作戦

1-3 農地の保全

農用地区域をはじめとする優良農地では、良好な営農環境の保全に努めます。

また、耕作放棄地においては、農地所有者に、大規模農家や新規就農対象者など意欲の高い農業者への農地の利用集積を見据えて、埼玉県農林公社との貸借を促し、解消を図ります。

併せて、農地の持つ多面的機能を維持・保全するため、多面的機能支払交付金による農業者団体への支援を行います。



農用地区域（唐子地区）

1-4 農地の活用

耕作放棄地対策として設置した市民農園の運営を支援し、農地の積極的な活用を図ります。

また、農業体験・研修などの場として整備した農林公園の年間を通じた利活用を推進し、本市の農業振興を図ります。



農林公園

1-5 農業の推進

戦略作物として位置付けている白いとうもろこしやキャベツ、特産の梨や栗（ぼろたん※など）の栽培を支援し、農家の収益力向上を図ります。

また、農業塾や就農相談会の開催による新規就農者の育成・確保や、東松山農産物直売所「いなほてらす」での地産地消を推進し、農業振興を図ります。



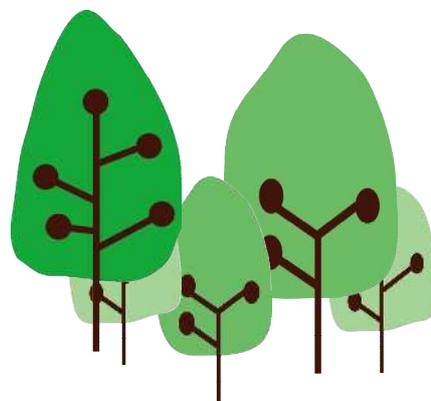
ぼろたん農園

1-6 ホタルの自生地の保全

本市には、上唐子や新屋敷ホタルの里をはじめ、ホタルの自生地が数多く確認されています。上唐子や新屋敷ホタルの里では、地域住民が主体的にホタルの保全活動を行っていますが、それらを継続して支援するとともに、他の自生地においても保全が図られるような施策を検討します。



上唐子ホタルの里



※ぼろたん（P79）

2 起伏に富んだ地形が織り成す樹林地・樹木を保全し、活用する

樹林地（里山・雑木林ほか）、樹木のみどりは、生物多様性における中核地区・拠点地区としての役割や、レクリエーション機能における身近な自然とのふれあいの場として市民に親しまれています。

今後は、市民緑地制度*などの活用により、自治会や市民団体との協働を図りながら、維持管理を行っていきます。

また、鎮守の杜の維持管理や斜面樹林、屋敷林についても、伐採時の木材の利活用の検討も含め、生物多様性の確保に配慮したみどりの保全活用を支援していきます。

基本施策

2-1 樹林地・樹木を守る仕組みづくり

丘陵地に広がる里山をはじめ、市街地に残る鎮守の杜、斜面樹林、古くからの大木、屋敷林などの樹林・樹木や、市街化区域周辺の白地地域*に点在する樹林地は、本市の特徴あるみどりの一つです。稀少種であるオオタカや生物多様性の保全を図るためにも、これらの樹林地・樹木の保全施策を検討します。

また、都市緑地法に基づく市民緑地制度や、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づく市民管理協定制度*の活用の啓発を推進します。



里山（鞍掛山）

2-2 市民の森の活用

市民の森は本市の南西部に位置し、散策休養施設として園路、あずまやがあり、武蔵野の雑木林がそのまま残されている広い緑地ですが、市民や観光客に十分周知されているとは言えません。そこで、平成26年に案内板等の設置、パンフレットの作成を行い、平成27年にバイオマストイレを設置し、魅力の向上と情報発信に努めています。

また、本市と企業、市民団体などとの間で締結されている市民の森の保安全管理協定に基づき、企業や市民団体などが市民の森で開催するみどりに関するイベントなどを支援します。



市民の森

*間伐材（P74）

2-3 樹林地の恵みの活用

樹林地の間伐などの維持管理で生じた間伐材[※]について、木材粉碎機を使用してチップ化したうえで公園の園路に敷くなど有効活用を推進します。

また、同様に維持管理で発生する落ち葉を集め、イベントを通じて活用を図っていきます。

これらの活動を通じて、環境保全活動に対する市民意識の醸成を図ります。



間伐材、剪定枝のチップ化作業

2-4 史跡と一体の保全

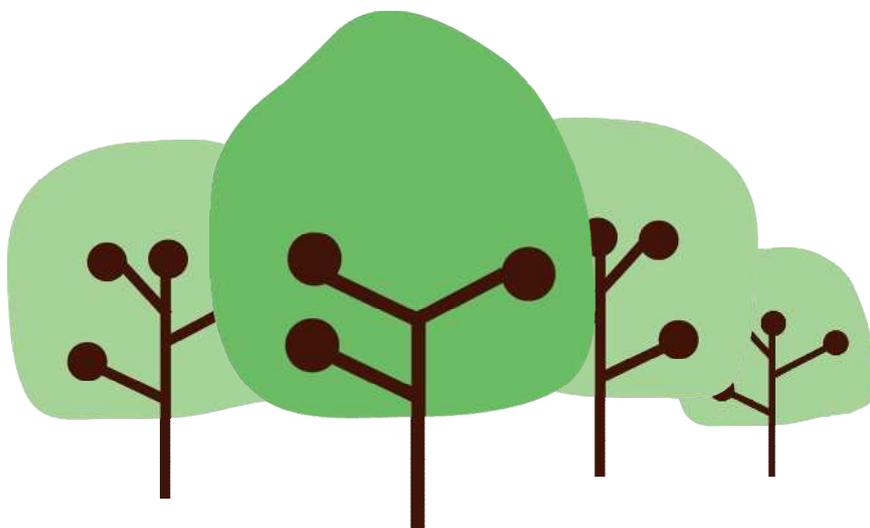
大谷瓦窯跡周辺の樹林地の里山的な保全をはじめとして、市内にある史跡・天然記念物において、緑地としての保全を継続して図ります。



大谷瓦窯跡

2-5 樹林地を管理する人材の育成

森林環境基金などを活用して里山・雑木林などの樹林地を管理する人材育成を検討します。



※市民緑地制度（P76）※白地地域（P76）※市民管理協定制度（P76）

3 公園・広場を親しみのある場として整備し、活用する

公園・広場のみどりは、日常生活におけるレクリエーションの場や子どもの健全な育成の場としての役割とともに、都市環境の維持改善、災害時活用、観光振興などの効果が期待されています。

今後は、公園などの適切な維持管理及び運営を計画的に実施するとともに、多様なストック効果※を維持・向上させるため、既存施設の機能拡充や再編、民間活力の導入などを継続的に進めます。

また、市民や自治会などとの協働による公園の維持管理の推進を図ります。

基本施策

3-1 都市公園の安全性向上

都市公園において、指定管理者※による適切な維持管理・運営を継続して実施するとともに、公園施設長寿命化計画に基づく計画的な修繕や更新を実施します。特に、遊具の持つハザード※については、各レベルに応じた速やかな解消に努めます。

また、公園の新設や改修の際に、誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン※や子育てバリアフリー※の導入に努めるとともに、災害発生時に機能する施設として、太陽光式照明灯などを設置し、安全性の向上を図ります。



さくら坂公園（遊具）

3-2 地域の実情に応じた都市公園整備

地域の身近な公園は、土地区画整理事業の進捗などに伴い、これまで順調に整備が進んでいます。

今後は、立地適正化計画における居住誘導区域内にある既存の公園について、市街地の活性化に資する公園として、利用者のニーズの変化に対応した再整備を計画的に推進します。さらに、同区域内において身近な公園が不足している地域については、市民や事業者等と連携した借地による公園整備や生産緑地地区、市民緑地制度の活用を検討します。

また、開発に伴い設置、提供される公園について、地域住民が利用しやすいものとなるよう、条例に基づく指導を行います。



箭弓町第一公園

※ストック効果（P77）※指定管理者（制度）（P75）※ハザード（P79）※ユニバーサルデザイン（P80）
※バリアフリー（P79）

3-3 都市公園の魅力向上

東松山ぼたん園や岩鼻運動公園に代表される大規模な公園や賑わいの創出に資する公園について、公募設置管理制度（Park-PFI）※や指定管理者によるイベント開催等、民間活力を導入した公園の利活用を積極的に推進します。

身近な公園については、地域住民に親しまれ、コミュニティの活性化に寄与するよう、自治会との協働による維持管理の推進や利用ルールの取り決めなどを実施します。

また、公園が持っている多様なストック効果の向上を目的とした公園機能の見直しと再編を進めます。



東松山ぼたん園

3-4 子供広場の充実

子供広場について、地域の身近なコミュニティの場として、『子供広場の設置に関する基準』による整備を進めます。

また、市と自治会間の維持管理協定により、地域住民の維持管理による地域住民がより一層親しみのもてる子供広場を推進し、充実を図ります。



子供広場



※公募設置管理制度（Park-PFI）（P75）

4 みどりと調和したまちづくりを推進する

ウォーキングコース沿いのみどりは、日常生活におけるレクリエーションの場として機能するとともに、身近にある自然とふれあえる場としての役割が期待されます。

今後は、沿道の景観に配慮したみどりの保全を推進します。

また、まちなかのみどりは、都市環境の維持改善や災害時の被害の拡大防止、日常生活におけるレクリエーションの場など、様々な役割を持っています。

今後は、オープンスペースの確保や公園・緑地の新設、公共施設などの緑化を進めます。

さらに、みどりの創造に関する市民協働の取り組みは、生物多様性の確保や自然とのふれあいの場の創出、都市的景観の創造の際に、大きな力を発揮します。こうしたことから、みどりの保全整備に関する基金の活用など、市民協働を支援する仕組みづくりを行います。

また、みどりを彩る花については、花いっぱい運動の更なる推進を図ります。

基本施策

4-1 ウォーキングコース沿いの景観づくり

ウォーキングコースにおいて、歩行空間の確保に努めることで、沿道のみどりの景観づくりを推進します。

また、ウォーキングコース沿いの拠点となる箇所においては、花の植栽などによる緑化や水辺の整備に努めることで、憩いの空間を創出します。



ウォーキングコース沿いの空間確保

4-2 花いっぱい運動の更なる推進

本市では、自治会を中心に「花いっぱい運動」を推進しています。自治会から選出された花いっぱい推進員が主体となり、自治会の花壇を四季折々の花で飾っています。

こうしたこれまでの取り組みに加え、地域が主体となった花の名所づくりも進んでいます。平野地区の滑川の土手におけるヒガンバナの植栽、野本地区の都幾川旧堤やその周辺への桜やあじさいの植栽など、地域ごとに特色を出した新たな花いっぱい運動が展開されています。

また、公共花壇を中心に、花の好きなボランティアの人たちによる「フラワーサポーター」制度を創設し、積極的な活動を行っています。今後も、自治会、地域、ボランティアといった多くの方々の協力により、花いっぱい運動の更なる推進を図ってまいります。



花いっぱい運動の推進

4-3 街路樹などの植樹

繁茂した街路樹について、交通安全上支障のないよう適正な維持管理を行います。

また、東松山駅前や高坂駅前の都市計画道路にハナミズキなどの街路樹を植樹したり、市有地の残地などを活用した市民協働による植樹を検討し、まちなかに潤いあるみどりを創出します。



街路樹の維持管理

4-4 民有地の緑化の推進

都市計画制度である地区計画区域において、地区計画で定められている植栽設置基準による植栽を推進することで、引き続きみどり豊かな良好な街並み景観の形成を図ります。

また、市民による緑化の取り組みを支援するため、イベントを活用した苗木の配布、及び市街化区域内にある建築物の屋上・壁面緑化や民間の保育園・幼稚園における園庭の芝生化などに対する助成について検討します。



地区計画区域（高坂丘陵地区）

4-5 生産緑地の活用

生産緑地は、防災上のオープンスペースとしての機能を持ち、まちなかの環境改善に資する貴重なみどりですが、所有者による買取申出により、徐々に減少傾向にあります。そこで、高齢化社会の進展に伴い、市街化区域内において余暇に農業に親しみたいという要望が高まることが予想されるため、生産緑地の市民農園としての活用などについて検討するとともに、生産緑地地区の追加指定について検討します。また、生産緑地地区の指定から30年を迎える地区について、特定生産緑地制度*の周知を図り、市街化区域内の貴重なみどりの保全を図ります。



生産緑地地区（あずま町）

4-6 公共施設の緑化の推進

市役所、市民活動センター、図書館及び小中学校などの公共施設において、施設内にある樹木の適正な維持管理を行うとともに、夏季のつる性植物を用いた緑のカーテン*や花の植栽などの緑化を推進し、緑地空間の創出を図ります。



つる性植物を用いた緑のカーテン
（平野市民活動センター）

*緑のカーテン（P79）、*特定生産緑地制度（P78）

4-7 市民団体などへの支援の推進

市民の森などの里山保全をはじめとするみどりの保全・再生活動をする市民団体などへの支援を推進します。

4-8 みどりを活用した環境学習の推進

子どもたちが土や生き物にふれあう機会として、小中学校などが主体的に行う学校ファームの推進に協力します。また、総合的な学習の時間を中心に、梨園経営者と連携した梨の栽培や、市民ボランティアの協力を得て市野川の生き物調査や水質調査を引き続き実施します。

4-9 緑豊かな環境まちづくり基金の活用

丘陵のみどりに代表される環境豊かなまちづくりを推進していくため、「東松山市緑豊かな環境まちづくり基金」を有効に活用します。

4-10 みどりの情報の市民への周知

本市は、都市公園をはじめ、樹林地や河川など多様なみどりが存在します。これらのみどりに対する市民の意識啓発を図り、市民協働によるみどりの保全、創出、及び活用を推進するため、ホームページなどを活用して、みどりの情報の市民への周知に努めます。



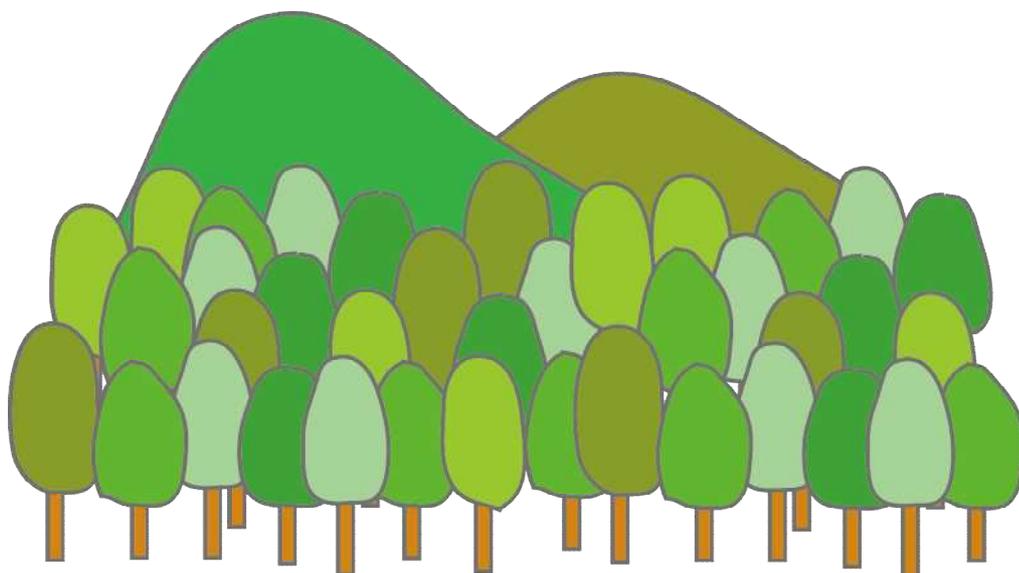
市民協働による植栽作業
(松本町一丁目緑地)





4-3 施策の実施地点

本章の最後に、施策の実施地点について掲載します。施策の実施地点を表示するにあたっては、現時点で施策の実施地点が特定できるものとできないものに分け、実施地点が特定できないものに関しては、施策の対象となるみどりの箇所を表示しました（図4-2、図4-3）。



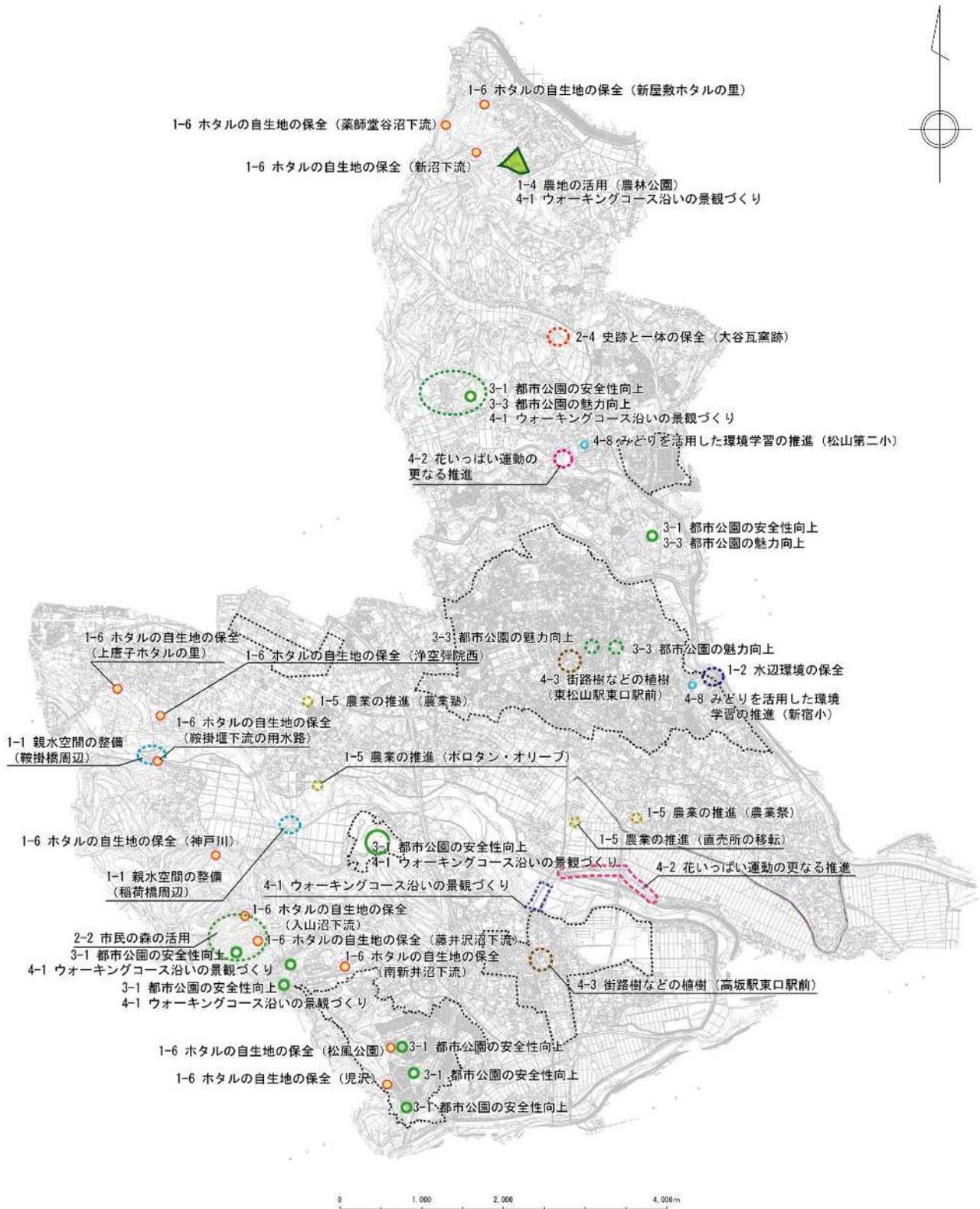


図4-2 施策の実施地点 (現時点で特定できるもの)

凡 例		
No.	記号	具体的施策
1-2		水辺環境の保全
1-3		農地の保全
1-4		農地の活用
1-5		農業の推進
2-1		樹林地・樹木を守る 仕組みづくり
2-3		樹林地の恵みの利用
2-4		史跡と一体の保全
2-5		里山管理の人材育成
3-1		都市公園の安全性向上
3-3		都市公園の魅力向上
3-4		子供広場の充実
4-5		生産緑地地区の活用
4-6		公共施設の緑化の推進
4-8		みどりを活用した 環境学習の推進

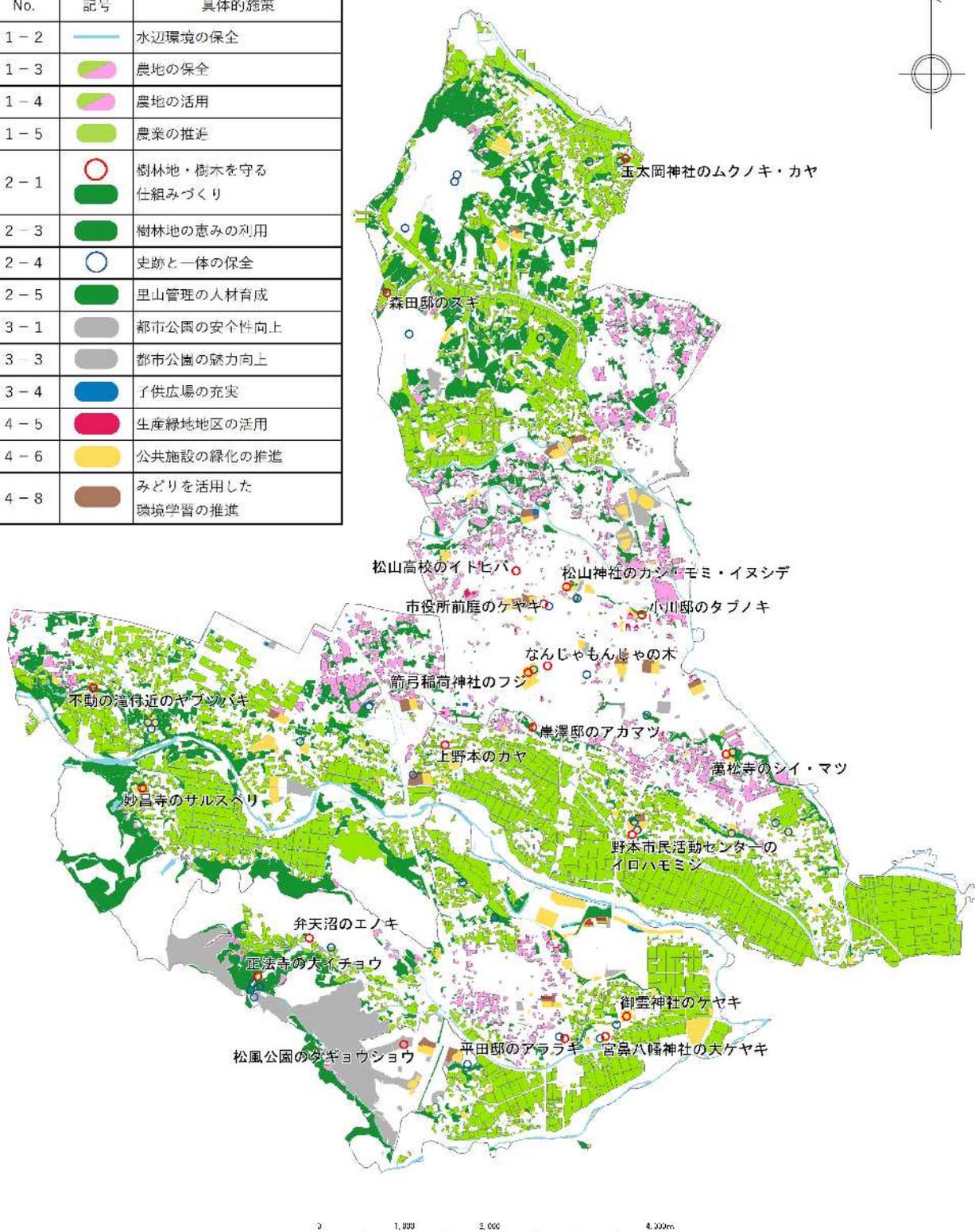


図4-3 施策の実施地点（現時点で特定できないもの）



第 5 章

リーディング プロジェクト

第5章 リーディングプロジェクト



5-1 リーディングプロジェクト

みどりの基本計画を推進していく中で、市として重点的に取り組む施策を「リーディングプロジェクト」として位置付け、推進していきます。そのために、以下の四つの施策をリーディングプロジェクトとして選定しました。

リーディングプロジェクト1

市民が親しめる都幾川沿いのみどりの保全と創出を目指します

本市における都幾川の存在は、市を南北に分けるように東西に流れ、河川及び河川沿いに豊かな自然環境を形成しています。この都幾川に架かる鞍掛橋から稲荷橋にかけては、観光スポットとしての活用が期待されます。また、川沿いを散策でき、水辺空間に親しめる遊歩道の整備が望まれています。

そこで、親水スポットや回遊・ウォーキングルートの設定、日本スリーデーマーチとの連携による河川沿いの遊歩道の活用、環境体験・学習の場としての活用を図り、市民や観光客にとって親しみのある河川としての場を創出します。

その際、県による河川管理はもとより、市民による観光ボランティアなど、市民参加型の河川の再生・みどりの創出を進めます。

リーディングプロジェクトの成果として、平成26年から平成29年にかけて施設整備を行い、平成30年より利活用を図っています。

中心となる基本施策

施策No.	施策名
1-1	親水空間の整備
4-1	ウォーキングコース沿いの景観づくり



日本スリーデーマーチにおけるウォーキングの様子



自然体験学習の様子

関連する基本施策の実施地点及び鞍掛橋周辺の写真を、以下のとおり示します。



鞍掛橋



鞍掛橋から見た都幾川



図5-1 基本施策の実施地点 (都幾川周辺)



鞍掛橋付近の藤棚



上唐子ホタルの里

リーディングプロジェクト2

市民の森など身近なみどりの持続可能な保全と活用を推進します

市民の森や松風公園などの樹林地は、適度に人の手が加わる里山的な性質を有しています。

都市公園内に位置するこれらの樹林地の管理は、利用者に対する安全の確保を重視するとともに、生物多様性の確保など自然との共生を目指しています。

通常必要とされる定期的な間伐や剪定などに加え、萌芽更新など長期的な視野に立った管理についても、実施を検討します。さらに、樹林地の維持管理により発生する間伐材や残材について、チップ化による遊歩道のマルチング材やシタケほだ木として再利用するなど、資源循環の仕組みづくりを進めます。

また、環境保全活動に対する市民意識の醸成を図るため、市民の森に生育するテーダマツやアカマツの松かさ、コナラのドングリ、落ち葉など樹林地の恵みを活用した各種イベントの開催を検討します。

これらの取組みを通じて、貴重な自然資源を保全・保護し、次世代に引き継ぎます。

中心となる基本施策

施策No.	施策名
2-2	市民の森の活用
2-3	樹林地の恵みの活用
3-3	都市公園の魅力向上



市民の森（園路）



市民の森（あずまや付近）



テーダマツの松かさ

リーディングプロジェクト3

地域資源の魅力を活かしたみどりの保全と緑化、及び連携を推進します

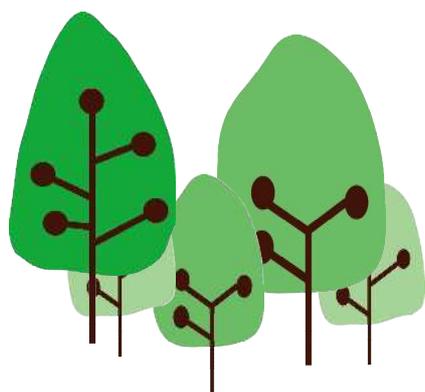
地域資源*や素材の魅力を最大限に活かし、市民との協働などにより、市民や観光客が親しめる場の提供を見据えて、ホタルの自生地や農林公園の活用、東松山ぼたん園など既存施設の活用を推進します。

東松山ぼたん園においては、見応えのあるぼたんの育成やイベントの開催などを実施し、年間を通して楽しめる名所を目指します。また、物見山公園においては、頂上からの眺望を回復させたツツジの保全と充実を推進します。

そのために、大岡地区では、「ふるさと自然のみち」ウォーキングコースの拠点施設として、東松山ぼたん園、農林公園とその周辺にある花とみどりの地域資源（比丘尼山や大谷地区のホタルの里など）の更なる連携を推進します。高坂地区では、高坂駅から化石と自然の体験館、物見山公園、岩殿観音などの地域資源をつなぐ「まなびのみち」により、観光面での積極的な活用を図ります。

中心となる基本施策

施策No.	施策名
3-3	都市公園の魅力向上
4-1	ウォーキングコース沿いの景観づくり



※地域資源（P77）



物見山公園のツツジ



岩殿観音正法寺大イチョウ



東松山ぼたん園

関連する基本施策の実施地点を、以下のとおり示します。

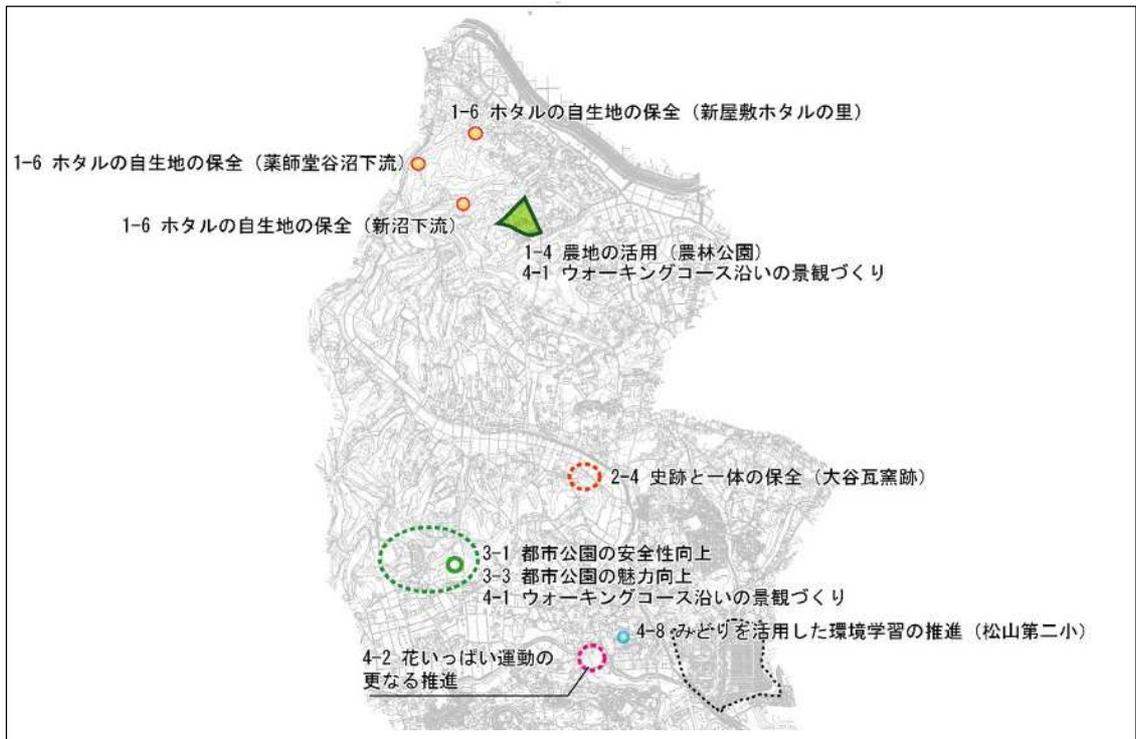


図5-2 基本施策の実施地点 (大岡地区)



図5-3 基本施策の実施地点 (高坂地区とその周辺)

リーディングプロジェクト4

まちなかのみどりの創出を推進します

都市公園、子供広場、市有地の残地などを活用し、市民協働による植栽などにより、まちなかのみどりの創出を推進します。

特に、本市のシンボルである東松山駅前のみどりの創出に関しては、街路樹の植樹や駅前広場の花壇への植栽などによる連携を図りながら推進します。

街路樹の植樹については、東松山駅東口から南に向かう都市計画道路第一小学校通線沿いにハナミズキを平成28年に植樹しています。東松山駅東口から東に向かう都市計画道路駅前東通線は、整備工事に合わせて歩道と自転車道の境界にモミジバフウを植樹していきます。

また、駅前広場の花壇についても都市景観の彩りとなるよう季節ごとの草花を植栽するとともに、適切な維持管理を継続していきます。

併せて、市全域において市民との協働で実施されている花いっぱい運動の継続・充実を図り、花とみどりに彩られた美しいまちの形成を推進します。

中心となる基本施策

施策No.	施策名
4-2	花いっぱい運動の更なる推進
4-3	街路樹などの植樹



東松山駅前のロータリー



都市計画道路第一小学校通線



東松山駅西口駅前広場花壇
(フラワーサポーターの活動)



花いっぱい運動



第 6 章

みどりのまちづくり
実現プログラム

第6章 みどりのまちづくり実現プログラム



6-1 協働による計画の推進

(1) 市民、事業者と行政との協働

基本理念「生命を育む豊かなみどりを 未来へつなぐ まちづくり」に基づくみどりの将来像を実現していくには、市民、事業者、行政のそれぞれが、各主体の役割をきちんと理解したうえで、協働により取り組むことが大切です。全ての主体が互いに協力しあい、協働作業によって、みどりのまちづくりを推進します。

(2) 各主体の役割

それぞれの主体の役割は次のとおりです。

1) 市民の役割

市民は、これまでと同様に、みどりのまちづくりにおける“主役”です。

みどりの役割や、みどりに関する本市の現状について、よく理解したうえで、公園などの身近なみどりの維持管理や、庭や屋上などの敷地内の緑化に意欲的に取り組むとともに、里山や緑地の保全活動その他地域で行われるみどりのまちづくり活動などへの積極的な参加が期待されます。

2) 事業者の役割

事業者も地域社会の一員として、みどりのまちづくりにこれまで以上に貢献していくことが重要です。

所有地のみどりの維持管理と緑化への取り組みや、里山などの緑地を保全するボランティア活動の実施、地域で行われるみどりのまちづくり活動などに対する積極的な参加・支援が期待されます。

3) 行政の役割

行政は、みどりの基本計画の実現に向けて、関係行政機関との連携を図りながら、市民や事業者と協働しあい、総合的な視点によりみどりのまちづくりを推進します。

そのために、市民や事業者へのみどりの周知・意識啓発、市民や事業者が行うみどりのまちづくり活動への支援、みどりのまちづくりを推進するための体制づくりや財源の確保、公共施設の緑化と維持管理を行います。



6-2 計画の進行管理

(1) 計画の推進体制

本計画の推進にあたり、関連する事業との調整、連携を図りつつ、効率的に目標の実現を目指していく必要があります。

①庁内の連携強化

そのためには、まず、本計画を推進するため、公園緑地の整備、みどりの保全、緑化の推進の視点から、庁内の連携を強化します。

具体的には、本計画をもとに、関係担当部署が連携して、個々の事業の実施・推進に取り組むことができるように、所管課が中心となり、庁内の推進体制を確立します。

②市民・事業者との意見交換による施策への反映

また、市民・事業者と行政の連携・協働による計画の推進に向けて、市民・事業者などで構成される「東松山市みどりのまちづくり意見交換会」を設置し、そこから出た意見を参考にし、施策を推進していきます。

③大学との連携

大学における研究を、都市公園などの維持管理に活かせるよう、大学との交流・連携を推進していきます。

(2) 計画の進行管理

本計画に基づく施策の取り組み状況については、年1回進捗状況を確認し、施策の着実な推進を図っていきます。

なお、本計画に関連する環境基本計画などに記載のある各種施策の進捗状況は、計画ごとに進捗状況の確認、施策の評価などを行います。



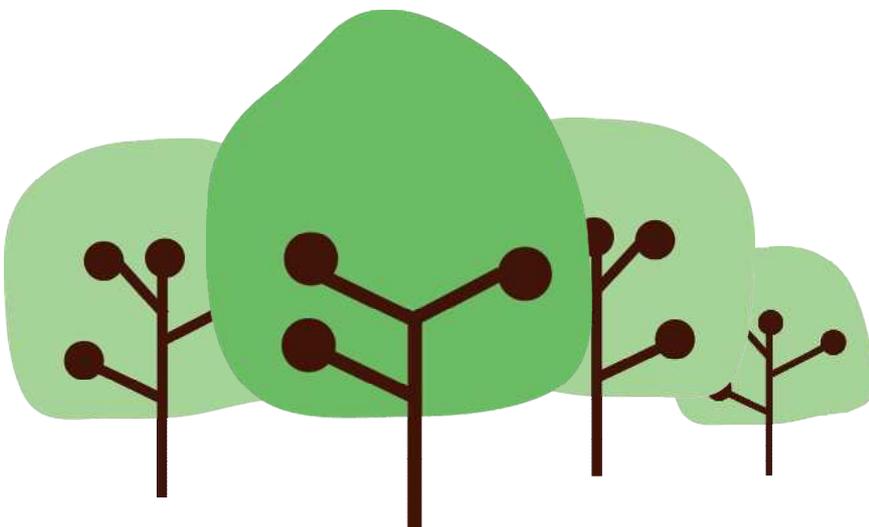
1 計画見直しの経過

年度	月	取り組み内容	みどりの基本計画改定意見交換会	パブリックコメント
令和元年度	1	↑ 関係部署調整・法令改正内容整理・各種数値確認		
	2			
	3		東松山市みどりの基本計画改定意見交換会開催要綱施行、意見交換会委員の選任	
令和2年度	4	↓ 計画素案作成		
	5			
	6			
	7			
	8			
	9			
	10			
	11		第1回 11月11日 委員より提出された意見による計画素案の修正	
	12			計画案公表・意見募集 12月1日～12月21日
	1		↓ 計画素案修正	
2				
3		第2回 書面開催 パブリックコメント等を受け修正した計画素案の修正		

2 みどりの基本計画改定意見交換会委員

(敬称略)

分類	氏名	備考
1号委員	中井 正則	東京電機大学 理工学部教授
2号委員	岡本 喜雄	前東松山市都市計画審議会 委員
3号委員	金子 恒雄	東松山市環境審議会 委員
4号委員	木村 翔一	東松山農業者会NEXT 会員
5号委員	稲田 滋夫	市民の森保全クラブ 事務局
5号委員	橋本 一義	公益財団法人東松山文化まちづくり公社 副局長
5号委員	田中 美智子	子ども・子育て会議 副会長



3 東松山市みどりの基本計画改定意見交換会開催要綱

(趣旨)

第1条 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第4条第1項の規定に基づき市が策定した東松山市みどりの基本計画(以下「みどりの基本計画」という。)の改定に当たり、有識者及び市民から意見又は助言を求めため、東松山市みどりの基本計画改定意見交換会(以下「意見交換会」という。)を開催することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(意見を求める事項)

第2条 意見交換会においては、みどりの基本計画の改定に関する事項について意見又は助言を求めものとする。

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、意見交換会への参加を求めものとする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 都市計画に関し知識及び経験を有する者
- (3) 環境保全に関し知識及び経験を有する者
- (4) 農業に関し知識及び経験を有する者
- (5) 公園に関し知識及び経験を有する者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(運営)

第4条 意見交換会の座長は、みどりの基本計画を主管する課の長をもって充てる。

2 市長は、必要があると認めるときは、意見交換会に関係者の出席を求め、その意見を聞き、又は資料の提出を求めすることができる。

(庶務)

第5条 意見交換会の庶務は、みどりの基本計画を主管する課において行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、意見交換会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年3月19日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

ア

アダプトプログラム

アダプト（ADOPT）とは、養子にすることです。道路や河川など一定区画が、住民や企業によって愛情と責任を持って清掃美化されることから「アダプト（養子にする）」に例えられることによりこのように呼ばれます。

一級河川

河川法第4条第1項により、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川（公共の水流及び水面をいう。以下同じ。）で国土交通大臣が指定したものを言います。

ウォーキングトレイル

直訳すると“歩くための小道”です。「歩いて楽しい道づくり」を目指し、国土交通省が平成8年から始めた事業が知られています。

運動公園

都市公園法に基づく都市公園の一つで、都市基幹公園（運動公園、総合公園の二つがあります）に分類されます。都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じて1箇所当たり面積15～75haを標準として配置します。

オープンスペース

都市又は敷地内で、建築物の建っていない場所、空地を意味します。

カ

街区公園

都市公園法に基づく都市公園の一つで、住区基幹公園に分類されます。専ら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置します。

河川区域

一級河川並びに二級河川の堤防右岸の法尻から左岸の法尻までを言います。

環境基本計画

（東松山市）環境基本計画は、東松山市美しく住みよい環境づくり基本条例第8条に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画を言います。

間伐材

間伐とは、将来立派な丸太（原木）を育成する為に、過密になる木々の一部を計画的に伐る作業を言い、その際、伐採された木材の事を「間伐材」と言います。

稀少種（希少種）

日本の1991年版レッドリストで使用されていたカテゴリー項目の一つです。現在は準絶滅危惧種として分類されます。存在基盤が脆弱な種であり、絶滅の危険性は危急種よりも低く位置付けられます。一般的には、数が少なく、簡単に見ることができないような種を指します。

協働

同じ目的のために、対等の立場で協力して共に働くことを言います。

近隣公園

都市公園法に基づく都市公園の一つで、住区基幹公園に分類されます。主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1箇所当たり面積2haを標準として配置します。

グリーンインフラ

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるものです。

広域公園

都市公園法に基づく都市公園の一つであり、大規模公園に分類されます。主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圈等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置します。

公募設置管理制度（Park-PFI）

平成29年の都市公園法改正により新たに設けられた、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度のことです。

サ

里山

広義には、人の生活圏の周辺の低山地から田や畑などの耕作地、ため池や小川などの全体を意味します。多様な植物相に、多様な生物が生息し、独自の生態系を形成しています。また、狭義には、人の生活圏の周辺の低い山地の林地や竹林地を意味することもあります。コナラやクヌギを中心として落葉樹を中心とした林（森）や竹林で構成されます。

市街化区域

都市計画法第7条で定められている区域区分の一つです。同条第2項により「すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」と定義されます。

市街化調整区域

都市計画法第7条で定められている区域区分の一つです。同条第3項により「市街化を抑制すべき区域」と定義されます。

自然公園

自然公園法に基づく、自然の風景地をそのまま利用してつくられる公園です。指定者並びに管理者の違いにより国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の三つに分類されます。

指定管理者（制度）

地方公共団体が指定する法人その他の団体に公の施設の管理を行わせようとする制度を言い

ます。指定管理者の対象には、民間事業者などが幅広く含まれることとされています。

市民管理協定制度

緑地の所有者から市町村が緑地を借り受け、市民に利用される緑地として、市民とともに保全管理していく制度を言います。

市民協働

市民、自治会、事業者、市などの様々な主体が、公共の利益に資する同一の目的をもって取り組むまちづくり活動に対し、対等の立場で連携のうえ、協力し、及び協調して取り組むことを言います。

市民農園

サラリーマン家庭や都市住民の方々がレクリエーションとしての自家用野菜・花の栽培、高齢者の生きがいづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園のことを言います。

市民緑地制度

都市に残された民有地のみどりを保全し、地域に憩いの場を提供することを目的とした緑地制度を言います。

住区基幹公園

都市公園法に基づく都市公園の分類の一つで、街区公園、近隣公園、地区公園の三つに分類されます。

住民基本台帳

氏名、生年月日、性別、住所などが記載された住民票を編集したもので、住民に関する事務処理の基礎となるものです。

樹林地

当該土地の大部分について樹木が生育している一団の土地で、樹林には竹林も含まれます。

準絶滅危惧種

レッドリストで、生物の種を絶滅の危険性の高さによって分類したカテゴリー項目の一つを言います。現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては、より危険度の高い絶滅危惧に移行する可能性のある種です。

準用河川

河川法第 100 条第 1 項により規定される河川であり、一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したものを言います。

白地地域

都市計画区域のうち、用途地域が指定されていない区域を言います。用途地域の指定のない区域は色が塗られないため、白地地域と呼ばれています。

人口集中地区

統計データに基づき一定の基準により都市的地域を定めたものです。地方交付税算定基準の一つとして利用されるほかに、都市計画や地域開発計画などの行政施策などに利用されています。

水源涵養

水源かん養（涵養）とは「自然に水がしみこむように徐々に養い育てること」を意味し、「森林が水資源を蓄え、育み、守っている働き」を言います。

ストック効果

整備された公園、道路などの社会資本が機能することで、整備直後から継続的かつ中長期にわたって得られる効果です。また、ストック効果には、耐震性の向上や水害リスクの低減といった「安全・安心効果」や、生活環境の改善やアメニティの向上といった「生活の質の向上効果」のほか、移動時間の短縮等による「生産性向上効果」といった社会のベースの生産性を高める効果があります。

生産緑地地区

都市計画法第8条で定められている地域地区の一つです。「①良好な生活環境の確保に相当な効果があり、公共施設などの敷地に供する用地として適しているもの、②500㎡以上の面積、③農林業の継続が可能な条件を備えているもの」という要件のもとに市町村が定めます。

生態系

ある地域に生息する全ての生物群集と、それを取り巻く環境とを包括した全体を言います。エコシステムとも呼ばれます。

雑木林

一般に薪炭用材林を含めた落葉広葉樹の二次林を言います。コナラ、シデなど人里に近いところにある若い林であり、環境保全林として、特に都市近郊では貴重になっています。

総合公園

都市公園法に基づく都市公園の一つであり、都市基幹公園（運動公園、総合公園の二つがあります）に分類されます。都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動など、総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1箇所当たり10～50haを標準として配置します。

夕

第五次東松山市総合計画

まちづくりの長期的な展望を示す基本構想と基本構想に掲げる市の将来像を実現するための施策とを合わせた市の最上位計画のことです。

地域資源

特定の地域に存在する特徴的なもので活用可能な物の総称を言います。自然資源だけでなく、人的なものや文化的なものなども含まれます。

地区計画

都市計画法第12条の4第1項第1号に定められている、住民の合意に基づき、地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための計画を言います。

地区公園

都市公園法に基づく都市公園の一つであり、住区基幹公園に分類されます。主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1箇所当たり面積4haを標準として配置します。

地目

土地の用途区分を指します。不動産登記法施行令により、「土地の主たる用途により、田、畑、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及び雑種地に区分して定める」とされます。

鎮守の杜

村落を中心としたような一区域を鎮め守る神社の境内にある森を言います。村落の主要な行事のための集いの場となります。

特定生産緑地制度

生産緑地地区の指定から30年経過を迎える生産緑地を所有者の意向に基づき「特定生産緑地」に指定する制度で平成29年の生産緑地法の改正により創設されました。指定されることにより農地としての維持管理と固定資産税等の税制優遇が生産緑地地区同様に継続されます。また、10年毎に継続の可否を判断できる制度になります。

都市計画基礎調査

都市計画法第6条に基づき、都市における人口、産業、土地利用、交通などの現況及び将来の見通しを定期的に把握し、客観的、定量的なデータに基づいた都市計画の運用を行うための基礎となるものです。

都市計画区域

都市計画法で定められた規制の対象となる区域を言います。都道府県は現況及び推移を勘案して、一定の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を指定します。

都市計画マスタープラン

都市計画法第18条の2に規定されている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を言います。

都市公園

都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設である公園又は緑地で、地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園又は緑地、及び一定要件により国が設置する公園又は緑地を言います。

都市緑地

主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地を言います。

都市緑地法

都市において緑地を保全するとともに緑化を推進することにより、良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として制定されました。

土地区画整理事業

道路、公園、河川などの公共施設を整備、改善し、土地の区画を整え、宅地利用の増進を図る事業。並びに、公共施設が不十分な区域では、地権者からその権利に応じて少しずつ土地を提供してもらい（減歩）、この土地を道路、公園などの公共用地が増える分に充てる他、その一部を売却し事業資金の一部に充てる事業です。

ナ

農業振興地域農用地区域

農業振興地域は、今後、相当期間（概ね10年以上）にわたり、総合的に農業振興を図るべき地域です。その指定は、国の定める「農業振興地域整備基本方針」に基づいて都道府県知事が行います。

農業振興地域農用地区域は、その農業振興地域内において、集団的に存在する農用地や土地改良事業の施行に係る区域内の土地などの生産性の高い農地など、農業上の利用を確保すべき土地として指定された土地を言います。

ハ

ハザード

遊びが持っている冒険や挑戦といった遊びの価値とは関係のないところで事故を発生させるおそれのある危険性あるいは子どもが判断不可能な危険性のことです。

バリアフリー

バリアフリーとは、高齢者や障害者だけではなく、全ての人にとって日常生活の中で存在するあらゆる障壁を除去することを意味します。

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例

ふるさとの緑の保全及び創出に関し必要な事項を定めることにより、埼玉らしい緑豊かな環境の形成を図り、県民にとって親しみと誇りのあるものとするを目的とする条例です。

ポケットパーク

道路整備や交差点の改良によって生まれたスペースに、ベンチを置くなどして作った小さな公園を言います。

ぼろたん

1991（平成3）年に茨城県つくば市の農林水産省果樹試験場（現独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構）において交配し、選抜・育成された和栗の一種で、渋皮がつるっと綺麗に剥けるという画期的な特徴を持った品種の栗です。

マ

緑のカーテン

ゴーヤやアサガオ類などのつる性植物をネットに絡ませて、カーテンやシェード風に仕立てた

もののことを言います。グリーンカーテンと呼ばれることもあります。

ヤ

屋敷林

屋敷の周囲に防風や防火のために植えた樹林を言います。屋敷森とも呼ばれます。

谷津田

谷津（台地に樹枝状に細く入り組んで斜面林に囲まれた浸食地形の湧水から成る湿地）に作られた水田です。谷戸田、谷地田とも呼ばれます。

ユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザインとは、「全て（＝ユニバーサル）の人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることを言います。

用途地域

都市計画法により、都市の環境保全や利便の増進のために、地域における建物の用途に一定の制限を行う地域を言います。都市計画法の地域地区の基本となるものです。

ラ

レクリエーション

仕事や勉強の疲れをいやすための休養や気晴らし、またそのために行われる様々な活動（娯楽、余暇、レジャー）を言います。

ワ

A～Z

GIS

地理情報システム（Geographic Information System）の略称であり、地理的位置を手掛かりに位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術を言います。

東松山市みどりの基本計画

東松山市都市整備部都市計画課

〒355-8601 埼玉県東松山市松葉町 1-1-58

TEL 0493-23-2221 FAX 0493-24-8857

東松山市ホームページ : <http://www.city.higashimatsuyama.lg.jp/>

2014年（平成26年）3月策定

2021年（令和3年）3月改訂

